

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

抄訳・原文英語(当文書は仮訳であり、正文は原文とします。)

原文 : International Association of Refugee Law Judges (IARLJ), “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection Claims under the EU Qualification Directive - Judicial Criteria and Standards” prepared by Allan Mackey and John Barnes for the International Association of Refugee Law Judges (IARLJ) in its role as a partner in the “Credo Project”, January - December 2012

難民法裁判官国際協会

難民申請及び補完的保護申請の信憑性評価

－裁判上の判断基準及び適用基準－

執筆 : アラン・マッケイ (Allan Mackey) 及びジョン・バーンズ (John Barnes)

難民法裁判官国際協会 / IARLJ

Copyright 2013 by IARLJ, Haarlem, The Netherlands (www.iarlj.org)

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

この刊行物は、欧州難民基金の共同出資による「EU 庇護手続き信憑性評価向上」(CREDO) プロジェクトの枠組みの中で作成された。CREDO プロジェクトのパートナー機関は、ハンガリー・ヘルシンキ委員会(筆頭申請機関)、国際連合難民高等弁務官事務所、IARLJ 及びアサイラム・エイド(Asylum Aid)である。

Copyright 2013 by IARLJ, Haarlem, The Netherlands (www.iarlj.org)

本論文及びその各セクションは、司法上の研究及び使用、非商業的研究、私的学習及びニュース報道のためであれば、執筆者及び著作権保持者が適切に表示されることを条件として、正式な許可を得ずに配布し及び複製することができる。

この刊行物で表明されている見解は、基本的には執筆者のそれである。これらの見解は、本論文の作成に参加した裁判官・審判官等との綿密な協議の上で形成された。これらの見解は、IARLJ 又はいずれかの会員の見解とは必ずしも一致しない。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

執筆者／本論文の作成にあたって協議の対象とされた裁判官・審判官編集グループ、その他の裁判官・審判官及び参加者

本論文の執筆者、アラン・マッケイ (Allan Mackey) 及びジョン・バーズ (John Barnes) はいずれも、英国の元上級出入国管理担当裁判官・審判官 (Senior Immigration Judge) である¹。

執筆者らは、プロジェクトの全期間を通じ、IARLJ の会員から構成された編集グループ (全員がこの分野で豊富な経験を有する欧州諸国の裁判官・審判官)、並びに、本論文についてマドリードで開催された 2 日間のワークショップ (2012 年 9 月 20-21 日) に参加したその他のすべての裁判官・審判官及び参加者から大いに助けられた。代表がいるすべての国から提出された国別報告書及び UNHCR からのコメントも、本論文の多数の草案に寄せられたフィードバックとともに、著しく役に立った。編集グループのメンバーは、Nicolas Blake (英国)、Eamonn Cahill (アイルランド)、Jacek Chlebny (ポーランド)、Jane Coker (英国)、Bernard Dawson (英国)、Katelijne Declerck (ベルギー)、Sebastiaan de Groot (オランダ)、Harald Dörig (ドイツ)、Joseph Krulic (フランス)、Hugo Storey (英国)、Boštjan Zalar (スロベニア) の各裁判官・審判官である。

マドリードのワークショップに参加した、より幅広い裁判官・審判官協議グループのメンバーは、編集グループ全員 (Blake 裁判官・審判官及び Storey 裁判官・審判官を除く) のほか、Anne Bruland (ノルウェー)、Maureen Clark (アイルランド)、Maria Contini (イタリア)、Dora Virág Dudas (ハンガリー)、Bent Jespersen (デンマーク)、Dirk Maresch (ドイツ)、Judith Putzer (オーストリア)、Juha Rautiainen (フィンランド)、Umberto Luigi Scotti (イタリア)、Jolien Schukking 及び Liesbeth Steendijk (オランダ)、Walter Stöckli (スイス)、Karolina Tylova (チェコ共和国)、Juan Carlos Fernández de Aguirre、Celestino Salgado Carreo、Nieves Buisán García、Jesús Nicolás García Paredes 及び Isabel Perello (以上スペイン)、Anna Bengtsson (女性、スウェーデン)、Laurent Dufour (フランス) 並びに Mike Ross (カナダ/IARLJ) の各裁判官・審判官、UNHCR から Cornelis (Kees) Wouters (国際保護総局、ジュネーブ) Madeline Garlick 及び Fadela Novak (ヨーロッパ局、ブリュッセル)、Maricela Daniel、Juan Carlos Arnaiz 及び Marta Garcia (以上マドリード) 並びに Laura Cantarini (ローマ)、EASO から Marta Ballester Beltrán (マルタ)、HHC から Gábor Gyulai 及び Tudor Roşu (ブダペスト) である。

プロジェクトの全期間を通じ、執筆者及び他の全関係者に素晴らしい支援を提供してくれた Liesbeth van de Meeberg (IARJL オフィスマネージャー、ハーレルム) にはとりわけお世話になった。博士論文のための研究成果の一部を利用することを認めてくれた Dana Baldinger 裁判官・審判官 (オランダ)、コメントを寄せてくれた Jane Herlihy 博士 (公認臨床心理学者、ロンド

¹アラン・マッケイは、国際難民法裁判官・審判官協会 (IARLJ) 事業部長 (Project director)、IARLJ 元会長、上級出入国管理担当裁判官・審判官 (英国)、難民認定不服審査局 (ニュージーランド) 首席 (Chair) 及び移民保護審判所 (ニュージーランド) 副主席 (Deputy Chair) である。

ジョン・バーズは IARLJ の事業専任官であり、EASO (マルタ) との連絡担当官である。かつては上級出入国管理担当裁判官・審判官 (英国) を務めた。CEAS に関する IARLJ (欧州支部) の研修マニュアルの執筆者である。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

ン)、並びに、最終的な編集作業を行ってくれた Maya Bozovik 及び Hannah Cochrane (ニュージーランド移民保護審判所、裁判官・審判官補助官) に対しても謝意を表す。

目次

執筆者／本論文の作成にあたって協議の対象とされた裁判官・審判官編集グループ、その他の裁判官・審判官及び参加者	3
略語・用語一覧	8
参考文献	11
はじめに	12
本論文は誰に向けて作成されたものか	12
本論文は誰が、どのような理由で作成したものか	12
本論文はどのような内容か	13
この文脈における「信憑性」とは何を意味するのか.....	14
第1部－「舞台の設定」	17
A. 難民申請その他の国際保護の申請に関する判断の独特の性格.....	17
中核的国際条約は生きた文書である	18
恩恵を基礎とするのではなく権利を基礎とする判断.....	19
国籍国の保護が受けられない場合の代理保護の原則.....	20
難民としての地位及び補完的保護を受けられる地位は宣言的なものである.....	21
司法の独立及び公正は、公衆の反移民・反難民的見方によって圧迫される可能性がある	21
心理的側面／トラウマの側面と、年齢、ジェンダー役割、性的指向、社会的背景及び教育的背景を理由として生じる可能性がある特別な脆弱性の承認.....	22
証拠書類調べ及び補強証拠	23
異文化に関する意識の必要性及び通訳の利用は普通のことである	24
要約	24
B. 難民法及び補完的保護法の歴史的発展の概要	25
C. 難民及び補完的保護に関する事件における裁判官・審判官の役割.....	27
D. 難民認定・補完的保護認定事件における立証の負担及び立証基準.....	28
第2部	29
難民申請及び補完的保護申請における判断プロセスに対する構造的アプローチ	29

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

構造化アプローチ概要チャート参照	29
「構造化アプローチ」チャートの説明	32
第3部－EU認定司令に基づく信憑性評価についての裁判上の指針	37
これらの判断基準は次のような根本的認識に沿って作成された。	37
申請者の信憑性評価について適用される基本的判断基準.....	38
信憑性評価における優れた実務例についての国際的な裁判上の適用基準	Error! Bookmark not defined.
(A) 実質証拠 (substantive evidence) の取扱い	Error! Bookmark not defined.
(B) 手続上の適用基準.....	Error! Bookmark not defined.
(C) 弱い立場に置かれた申請者の取扱い	Error! Bookmark not defined.
D. 残された疑いの余地及び「灰色の利益」原則	Error! Bookmark not defined.

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

IARLJ の刊行物

1. Judicial Criteria for assessing Country of Origin Information (COI): a judicial checklist.
2. Guidelines on the Judicial approach to Expert Medical Evidence
3. IARLJ Conference 2002 Handbook: Asylum: “Can the Judiciary Maintain its Independence?” (paper delivered by Sir Stephen Sedley)
4. IARLJ Conference 2005: The Asylum Process and the Rule of Law: “Judicial or Administrative Protection of Asylum-seekers – Content or Form?” (paper delivered by Rodger Haines QC)

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

略語・用語一覧

ACZ	ザグレブ行政裁判所 (Administrative Court of Zagreb)
AJDCS (Ne)	枢密院行政裁判部 (オランダ) (Administrative Jurisdiction Division of the Council of State (Netherlands))
APD	難民としての地位の付与及び取消しのための加盟国における手続きについての最低基準を定める 2005 年 12 月 1 日の欧州理事会指令 2005/85/EC (評価手続指令) (Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005 establishing minimum standards on procedures in Member States for granting and withdrawing refugee status, or Assessment Procedures Directive)
庇護法	難民としての地位、補完的保護及び ECHR 第 3 条上の保護に関する法律の総称。
BMC	ブダペスト地方裁判所 (Budapest Municipal Court)
CAT	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約 (Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)
CzCC	チェコ憲法裁判所 (Czech Constitutional Court)
CzRC	チェコ州裁判所 (プラハ、ウースチー・ナド・ラベム、オストラバ) (Czech Regional Courts, in Prague, Usti nad Labem, Ostrava)
CEAS	欧州共通庇護制度 (Common European Asylum System)
CJEU	欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union)
申請者	手続きのいかなる段階にあるかを問わず、庇護認定を求めているすべての申請者 (applicant) 又は不服申立人 (appellant)。
ダブリン規則	2003 年 2 月 18 日の理事会規則(EC) 343/2003
EASO	欧州庇護支援事務所 (European Asylum Support Office)
EC	欧州委員会 (European Commission) (訳者注/「欧州共同体」と間違われやすいと思われるので日本語訳では「欧州委員会」とする)
ECHR	人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約 (1950 年) (European Convention Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms 1950)
ECJ	欧州司法裁判所 (European Court of Justice、現在は CJEU と略称するのが通例)
ECRE	欧州難民協議会 (European Council on Refugees and Exiles)

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

ECtHR	欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights)
EU	欧州連合 (European Union)
EU 憲章	欧州連合基本権憲章 (2000 年) (Charter of Fundamental Rights of the European Union 2000)
EUAPD	2005 年 12 月 1 日の欧州理事会指令 2005/85/EC (European Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005)
EUQD	後掲 QD のいずれか又は両方
EWCA	イングランド・ウェールズ控訴院 (England and Wales Court of Appeal)
GC	1967 年の議定書により改正された 1951 年の難民の地位に関する条約 (1951 Convention relating to the Status of Refugees as amended by the 1967 Protocol) (訳者注/日本語訳では「難民条約」とする)
GFAC	ドイツ連邦行政裁判所 (German Federal Administrative Court)
HHC	ハンガリー・ヘルシンキ委員会 (Hungarian Helsinki Committee)
IARLJ	難民法裁判官国際協会 (International Association of Refugee Law Judges)
IARLJ (EUR)	IARLJ 欧州支部 (European Chapter of the IARLJ)
ICCPR	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) (訳者注/日本語訳では「自由権規約」とする)
ICESCR	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) (訳者注/日本語訳では「社会権規約」とする)
IP	国際保護 (International Protection、難民としての地位及び/又は補完的保護対象としての地位を含む) (訳者注/日本語訳では「国際保護」とする)
LGBTI	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル及びインターセクシュアル (Lesbian, Gay, Bi-sexual, Trans-sexual and Inter-sexual)
MS	欧州連合加盟国 (Member State(s) of the European Union) (訳者注/日本語訳では「加盟国」とする)
NGO	非政府組織 (Non-governmental organisation)
2004 年 QD	第三国国民又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC (Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on minimum standards for the qualification and status of third country nationals or stateless persons as refugees or persons who otherwise need international protection and the contents of the protection

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

granted)

2011 年 QD	第三国国民又は無国籍者が有する国際保護の受益者としての資格について、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者の統一的地位について及び与えられる保護の内容についての基準に関する 2011 年 12 月 13 日の理事会指令 2011/95/EU (Council Directive 2011/95/EU of 13 December 2011 on standards for the qualification of third country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted)
QD or EUQD	前掲 QD のいずれか又は両方。
RSAANZ	ニュージーランド難民認定不服審査局 (Refugee Status Appeals Authority, New Zealand)
SACP	ポーランド最高行政裁判所 (Supreme Administrative Court of Poland)
SIAC	英国特別移民上訴委員会 (Special Immigration Appeals Commission UK)
TEC	欧州共同体設立条約 (Treaty Establishing the European Community)
TFEU	欧州連合の運営に関する条約 (Treaty on the Functioning of the European Union)
UK	英国 (United Kingdom) (訳者注/日本語訳では「英国」とする)
UKHL	英国貴族院 (United Kingdom House of Lords)
UKIAT	英国移民不服申立審判所 (United Kingdom Immigration Appeal Tribunal)
UKSC	英国最高裁判所 (United Kingdom Supreme Court)
UKUT (IAC)	英国上位裁判所移民庇護部 (United Kingdom Upper Tribunal, Immigration and Asylum Chamber)
UNHCR	国際連合難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner for Refugees)
VCLT	条約法に関するウィーン条約 (1969 年) (Vienna Convention on the Law of Treaties 1969)

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

参考文献

Battjes Hemme – European Asylum Law and International Law - 2006 (Martinus Nijhoff)

Goodwin-Gill and McAdam – The Refugee in International Law – 3rd Edition (OUP)

Hailbronner – EU Immigration and Asylum Law – Commentary – 2010 (Hart Publishing)

Hathaway – The Law of Refugee Status – 1991 (Butterworths)

Hathaway – The Rights of Refugees under International Law – 2005 (Cambridge UP)

IARLJ/Barnes – A Manual for Refugee Law Judges relating to the European Qualification and Procedures Directives – 2007 (IARLJ)

Symes and Jorro – Asylum Law and Practice – 2003 (Butterworths)

UNHCR – Handbook and Guidelines on Procedure and Criteria for Determining Refugee Status – 2011 (UNHCR)

はじめに

本論文は誰に向けて作成されたものか

1. 本論文は、難民及び補完的保護に関する事件を審理する裁判官・審判官向けのものではあるが、この独特な法分野に関与するすべての審査官（decision-makers）、弁護士及び申請者にとっても参考になり、関連性を有するものとなることを目指している。
2. 本論文は、庇護法の適用に携わる裁判官・審判官に対し、信憑性評価の優れた実務例、判断基準及び適用基準（criteria and standards）に関する指針を提示するものである。この指針は、「本案審理」（“full merits reviews”）を行う裁判官・審判官と、法の誤りのみを理由とする上訴（error of law only appeals）を審理する裁判官・審判官の双方を対象としている。本論文はまた、第一次判断を行う政府の審査官、申請者、弁護士、UNHCR、研究者、及び申請者を支援するNGOにとっても役立つであろう。
3. 単語の頭文字を組み合わせた略語が多数使用されていることについて、（特に英語を母語としない読者に対して）謝罪の意を表したい。引用箇所等、略語の使用が避けられない場合もあるものの、本文では最も一般的な略語のみを使用するようにし、読みやすさを高めるために随所で略語の使用を避けるようにしている。

本論文は誰が、どのような理由で作成したものか

4. 本論文は 2 名の執筆担当者（脚注参照）が起案したものである。本論文は、同じ執筆担当者が、22 カ国にまたがる欧州の経験豊富な裁判官・審判官約 35 名²と綿密に協議して指導を仰いだ上で作成した「EU認定指令に基づく難民認定申請及び補完的保護申請の信憑性評価－裁判上の判断基準及び適用基準－（Assessment of credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualifications Directive – Judicial criteria and standards）」（2013年3月）の完成後に作成された。この国際版のために、世界中のIARLJメンバーと幅広い協議が持たれたほか、UNHCR〔原文中／若干の追加的言及を含める〕からもコメントを寄せてもらった。専門的問題について取り上げた箇所に関する心理学者及び語彙研究者からの非常に有益な助言は、特に役立った。本論文は、IARLJ（欧州支部）が主体となり、UNHCRと協議しながら作成されたものである。
5. ここで取り上げた判断基準及び適用基準は、主として、難民及び補完的保護に関する申請及び不服申立て（これらを合わせて国際保護の申請という場合がある）の信憑性に関連する問題に関わるものである。
6. このガイダンス・ペーパーが、IARLJの目的の増進に、またこれに関連して国際的な庇護審査制度の質及び公正かつ効率的な庇護手続きの向上に、寄与することが希望される場所である。
7. 本論文の基本的目的の一つは、裁判官・審判官及びすべての庇護審査官に対し、信憑性評価に関する適切な判断基準及び適用基準を用いることの重要性を強調するところにある。これにより、

² 執筆担当者及び協議した裁判官・審判官等の詳細は3ページ参照。

庇護審査手続き全体において必要不可欠な第一歩である、各申請者に関する「過去及び現在の認められた事実」(accepted past and present facts)を確実に確立できるようになる。ここでいう認められた事実(accepted facts)——明示的に述べられた事実及び黙示的に明らかな事実の両方を指す——は、便宜的に、申請者に関する「認められた属人的事実」(accepted profile)と呼ぶことが可能である。(本論文の英語原文で用いている“accepted profile”の文言を、刑事法又は警察活動の文脈で一般的に用いられている「プロフィール分析」(profile)又は「プロファイリング」(profiling)と混同するべきではない。本論文でこの文言を用いるのは、難民認定及びその他の国際保護の申請との関係で裁判官・審判官が認定する、申請者についてのすべての要素を総体的に網羅するためであり、それ以上の含意はない。)

本論文はどのような内容か

8. 目次から見てとれる通り、これは IARLJ のウェブサイトに掲載されたフルペーパーである。3部構成をとっている。

9. 執筆担当者は、経験豊富な裁判官・審判官から構成される IARLJ 編集企画グループと協議し、次のように考えた。すなわち、難民法及び補完的保護法に不慣れな(又はほとんど親しんでいない)裁判官・審判官に向かって、この主題に特有の性質の背景について適度に実質的な説明を加えることなく、信憑性評価の判断基準及び適用基準をまとめたチェックリスト案を提示するだけでは不十分であり、危険を伴うということである。このことは、信憑性評価の誤りが最も深刻な結果をもたらしかねないこの法分野では、特に妥当する。そのため本論文では「舞台の設定」のための作業を行い、EU 及び他の地域における庇護審査の法的・歴史的背景を説明した上で、審査の諸段階の概要並びに信憑性評価の判断基準及び適用基準(本論文の第2部及び第3部)を提示する必要があった。簡単に述べれば、ここで提案する信憑性評価の判断基準及び適用基準は、難民及び保護に関わる関連の国際法及び EU 法並びにその性質について適度に詳細な説明を加えておかなければ、その適切な活用及び適用は不可能だということである。

10. 第1部では、難民法及びその他の保護に関する法律の背景に関して、この難解で高度に専門的な法分野における意思決定の独特な性質について最初に議論し、その後、それが比較的最近になって誕生した経緯を検討することによって、説明する。

11. 第2部では、不服申立て又は評価において申請者の主張の本案審査が必要となる場合の司法判断に対する構造的アプローチをチャート形式で示し、その後、説明を加える。

12. 第3部では、信憑性評価の判断基準及び適用基準に関する裁判上の指針を示す。これは、難民法及び国際保護に関するその他の法の適用について国際的に蓄積されてきた優れた裁判実務から引き出されたものである。

13. 国際版の読者は、本論文の第1部で簡単に取り上げたいくつかの論点についてEUの文脈の中でさらに詳しく検討した、EU版論文の第4部、第5部および第6部を参照することもできる。第6部は、難民認定申請及び補完的保護申請の信憑性評価において適用される場合がある、関連性は

高いものの議論が多い立証の負担(burden of proof)³及び立証基準の問題に論点を絞ったディスカッション・ペーパーである⁴。

この文脈における「信憑性」とは何を意味するのか

「信憑性」(credibility)の語⁵が2つの意味で使用されていることの問題

14. 特に英語の場合、「信憑性」の語がいつ、どのように用いられているかを文脈に基づいて認識するとともに、難民認定申請及びその他の保護の申請では、それがどの審査段階にあるかにかかわらず、「信憑性」の語が顕著に異なる2つの文脈で用いられていることを考慮しなければならない。

1. 第一の文脈では、「申請者がその過去及び現在の背景事実(factual background)として提示する証拠の信憑性」を評価するためにこの語が用いられている。したがって、この文脈で裁判官・審判官が行う評価では、過去の出来事に関わる申請者の陳述その他の証拠が信じるに足るものとして受け入れられるかという点について結論が下されなければならない。より単純に、次のように言うこともできよう。すなわち、申請者についての総体的な「属人的事実」(裁判官・審判官はその後、これに続く将来のリスクの評価でこの属人的事実を活用することになる)を構成するものとして裁判官・審判官が「認定する事実」とは何か、ということである。
2. 第二の文脈では、「難民として又は被保護者としての認定を求める主張に関連した全事項の信憑性」を意味するものとして、この語が「厳密さを欠いて」用いられることが多い。この文脈においては、「信憑性」の語は、被保護者としての地位を求める主張に関連した証拠であって適正な評価を経たすべてのもの(申請者についての認められた属人的事実を構成するものとして認定された事実を含む)を意味する文言として用いられている。すなわち、申請者は、評価の時点で、出身国に送還された場合に難民条約上の事由のいずれかを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有しているか、ということである(ただし、認定された事実が難民認定を行う理由とならない場合、これに代えて、申請者が、補完的保護に関する文書で掲げられている他の事由を理由に重大な危害を受ける現実のおそれ(real risk)に直面していると考えるに足る実質的理由があるか、について検討することにな

³日本語訳注：本文脈における“burden of proof”は日本の民事訴訟法における「立証責任」の意義とは異なるため、「立証の負担」という用語を採用した。

⁴本論文を検討したマドリッド・ワークショップ(2012年9月)の参加者は、これらの論点についてはIARLJ(欧州支部)等が現状よりもはるかに多くの討議及び研究を行う必要があるという点で一致した。このさらなる研究を指揮する目的で、信憑性評価に関する検討作業を(QD第4条で認められている、残された疑いの余地又は灰色の「利益」に関する問題(residual or “benefit” of the doubt issues)への選択的アプローチに関する作業とともに)引き続き進める作業部会がIARLJ(欧州支部)内に設置され、IARLJを通じてその知見を発表する予定になっている。

⁵The New Oxford Dictionaryに掲げられた語義は次の通りである。

「Credibility ▶名詞 信頼され、信じられていること。 : the government's loss of credibility (政府の信頼性の喪失)

・説得力があり、又は信じられること。 : the book's anecdotes have scant regard for credibility (この本の逸話は信憑性を十分に顧慮していない)」

「Credible ▶形容詞 信じられる。説得力がある。 : few people found his story credible (彼の話に信憑性があると考える人はほとんどいなかった) / a credible witness (信憑性のある証人)

・何かが起こる、又は何かがかうまくいくと他人に思わせることができる。 : a credible threat (信じるに足る脅威)」

る)。このように、この第二の文脈においては、裁判官・審判官は、過去及び現在の認められた事実並びに将来見込まれる危害のおそれ (future prospective risk of harm) の両方について判断しなければならない。

15. いかなる混乱も回避するため、本論文では、前述した第一の文脈における「信憑性」、すなわち申請者の過去及び現在の背景事実に関する問題について取り上げる。

16. 「信憑性」という言葉がこのような 2 つの異なる文脈において専門用語としてではなく用いられることには、言語学的には問題がない。ただし、難民条約第 1 条A(2)が主張内容の信憑性には触れておらず、むしろ「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」があるか否かについて触れていることを裁判官・審判官は承知していよう。したがって、「難民として又は被保護者としての認定を求める主張の信憑性」という概念（前述した広義の信憑性概念）に依拠することは、私たちの見解では、法適用の誤り (erroneous in law) である。そのため、裁判官・審判官その他の庇護審査官は、より広義の第二の文脈においては「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の主張の妥当性」という表現を採用するものとし、「信憑性」の語は用いないようにすることが強く推奨される⁶。

17. そのため、裁判官・審判官（及びすべての審査官）としては、意図された意味が文脈に応じて変わり得ることをはっきりと理解しておくことが重要である。語彙研究者と協議したところによれば、「信憑性」の語がこれらの 2 つの文脈で用いられることは欧州のほとんどの言語で一般的であるように思われる。他の非欧州系言語における文脈上の状況については執筆担当者らは調査していないが、これが種々の言語状況において確認されるべき問題の一つであることには疑いがない。したがって、言語学的観点から必要なのは、考えられる 2 つの文脈において「信憑性」の概念が正しく用いられるようにするための「文脈上の曖昧性解消」 (contextual disambiguation) である。

18. この欧州プロジェクトに参加した審理担当裁判官・審判官 (reviewing judge) の経験によれば、「信憑性」又は「信憑性がある」という語が第二の広義の用法で誤って適用される問題は、一部の加盟国で他の加盟国よりも頻繁に生じている。これは、一部の国ではこの問題をほぼ克服する手続上の実務が採用されていること、又は言語の関係で違いがより自明であることによるものと思われる。欧州外の国々でも同様かもしれない。このような問題が生じているいくつかの国では、文脈上の違いが現実に理解されていないことが多く、「信憑性」の 2 つの用法が無差別に、又は誤った文脈で適用されている。（他方、他の国々、例えばスイスでは、スイス庇護法第 57 条に定められた手続きにおいて、「信憑性を認める」 (*Glaubhaftigkeit*) ことと「信憑性がある」 (*Glaubwürdigkeit*) ことが区別されている。前者は「十分に理由のある恐怖」の法的判断の問題であり、後者は「過去及び現在の認められた事実」の問題である。この結果、「信憑性」の語が用いられる可能性がある 2 つの用法が安易に混同されることなく、後掲第 2 部に掲げる構造化アプローチの各段階が、本論文で提案しているものとは異なる順番で（すなわち、リスク評価ボックスを先行させ、次に信用性 (believability) について取り上げるという形で）実施されている。実際

⁶ 同様に、補完的保護の認定に関する事案では、「申請者が定められた取扱いを受ける現実のおそれがあると考えられるに足る実質的理由」の存在について言及するのが適当である。

には、それでも結果は同一であるべきだが、過去及び現在の中核的事実の信憑性が一部しか認容されなかった時は、リスク評価を再度実施しなければならない場合もあることは当然である。）

19. 主としてこのような理由から、本論文では判断を行う構造的チャート（後掲、第 2 部）を作成し、難民認定又は補完的保護認定の審査に関わる判断手続き全体を、関連の争点が提起される一連の諸段階に分割して、それぞれに判断「ボックス」を付した。このような構造にしたがって（正しい文脈上の意味での）信憑性を評価することは、特にこの難解な法分野に馴染みがない（又はこの法分野についてほとんど訓練を受けていない）者にとっては、裁判官・審判官の職務についての理解を向上させ、かつ信憑性に関して維持され得る結論を導き出す上で大いに役立つのではないかと思われる。

20. おそらく驚くべきことではないと思われるが、申請者及びその代理人が文脈上の混同を行うことも多い。申請者側は、（英語圏の国々で）認定を求める主張を行うにあたってしばしば申請者の主観的恐怖を根拠とし、過去、現在及び将来のすべての証拠並びに帰還時の危険に照らして主張には「完全に信憑性がある」と述べるだろう。しかし、裁判官・審判官の職務は、判断手続の各段階で客観的に証拠を検討することであり、前述した混同が生じないようにすることである⁷。

⁷ 「おそれ／危険」 (risk) という語の文脈的用法：「おそれ／危険」 (risk) という語の使用（「現実的おそれ (real risk)」等）についても、それが過去の証拠の認容についての立証基準に関わる場合（一部の法域では現にそうであるし、ECtHRの決定でも同様のことが考えられる）には、文脈上の問題が生じ得る（後掲第 2 部のチャートで示した第 2 段階—論点 1 参照）。過去の事実に関して申請者が提示する証拠の認容において立証基準をそもそも用いるのであれば、現に生じた過去の出来事の現実的おそれ (risk) に言及することは文脈上の混同を招くと私たちは考える。「おそれ／危険」 (risk) という語は、過去の評価ではなく将来の評価において用いる方が適当だからである（第 2 部のチャートで示した第 4 段階—論点 4 参照）。

第1部－「舞台の設定」

A. 難民認定申請その他の国際保護の申請に関する判断の独特の性格⁸

1. 難民法及び補完的保護に関する法、並びに、地位の認定に関する関連の判断行為は、各法域の弁護士及び裁判官・審判官にとって馴染み深い各国国内法のほとんどすべての他の分野と著しく異なっている。この法分野は、今でこそ広範囲に及び、かつ専門化されているものの、そのかなりの部分はこの25年間で発展してきたに過ぎないので、弁護士及び裁判官・審判官の多くはこの分野に関する正式な訓練をほとんど又はまったく受けていないであろうし、そのためまずは国内行政法の諸原則に依拠しようとするのも無理からぬところである。

2. したがって、難民法・国際保護法が有する違い及び特有の性格について説明しておくことが重要である。これらの点について、またそのいくつかが組み合わさることで生ずる効果について理解しておかなければ、瑕疵のある判断が行われる危険性が著しく高くなる⁹。

3. このような差異を生じさせるものとして11の要素を挙げておく。このうち3つはすべての事件に当てはまる自明の要素だが、他の8つは（後述する）説明が必要な重要な性格である。

- (i) 一方の当事者が外国人である個人の申請者であり、他方の当事者が国である。
- (ii) すべての主張の実体的事実について検証するのは困難であるため、他国の国別情報を参照することが必要になろう。
- (iii) 事件で焦点となるのはかなりの部分が将来についてであり、過去についてではない。説明を要する要素は次の通りである。
- (iv) 難民条約、OAU条約、カルタヘナ宣言及びECHRのような中核的条約は生きた文書（living instruments）である。
- (v) 判断は国際法上の権利を基礎として行われるのであり、国内法上の恩恵を基礎として行われるのではない。
- (vi) 代理保護（surrogate protection）の原則は国際条約上の義務から生じるものである。
- (vii) 難民としての地位及び補完的保護を受けられる地位は宣言的なものであり、創設的なものではない。
- (viii) 司法の独立及び公正は、反難民／移民の圧力又は社会的圧力によって圧迫される可能性がある。
- (ix) 多くの申請者はその状況に固有の脆弱性を有していると思われることから、申請者に影響を与える心理的側面及びトラウマの側面を考慮しなければならない。

⁸ 本節では、国際法上の規範を参照することによってこの独特な性格について振り返っている。

⁹ ウェリントン（ニュージーランド）で2002年に開催されたIARLJの会議で発表された、元イングランド・ウェールズ控訴院裁判官・審判官のステファン・セドリー卿（Sir Stephen Sedley）による論文「庇護：司法は独立を維持できるか？（Asylum: Can the Judiciary Maintain its Independence?）」（p.6のIARLJ刊行物3参照）は、以下の個所でこのような違いを明らかにしている。「とはいえ、これもなお問題の核心ではありません。私は、世界の発展した法域の大多数で第一審庇護裁判官・審判官の決定的職務とされているもの、すなわち事実認定の職務についてはまだ話していないのです。……私は別の場所で、この職務のことを次のように説明したことがあります。『確定した事実について法的なりトマス試験を実施するという、昔ながらの法律家の作業ではない。それは、特定の文化的、社会的、政治的及び法的環境における個人の過去及び将来の状況を総合的に評価し、法律上及び言語上の限界はあるものの広く人道的な目的を有する基準によってこれを判断することなのである』」

引用文の後半は、*Shah and Islam v Secretary of State for the Home Department* 事件（[1999] 2 AC 629.）でステファン卿が執筆し、上訴審でも承認された英国高等法院第1審決定からの抜粋である。

- (x) 申請者は補強証拠をなかなか提示できないことが多く、ウェブから得た資料を含む「裏付け」文書の利用及び濫用については特有の注意が必要となろう。
- (xi) 異文化に関する意識が必要となり、異文化をめぐる課題が生じ、また通訳を通じて作業を進めなければならないのは普通のことである。

中核的国際条約は生きた文書である

4. 難民条約（1951年）、CAT、自由権規約、OAU条約（1969年）、OASカルタヘナ宣言（1984年）、ECHR（1950年）及びその他の地域文書は中核的文書であり、関連する多くの人権条約と同様、これらはいわゆる「生きた文書」（living instruments）である。UNHCR及び国際法上の規範では、生きた文書としての難民条約の解釈に際しては、何よりもまずVCLT（後述）を指針とし、権利についてはリベラルに解釈し、かつ制限については狭く解釈することとあわせて、社会的及び政治的進展を踏まえた動的かつ発展性のある解釈を行うことが前提となっている。すなわち、これらの条約の解釈が、それどころかこれらの条約で対象とされている新たな分野全体が、新たに生じる地域的・国際的な必要及び事情に対応するため、時の経過とともに絶えず変化・発展しつつあるということである。実際、現在では保護にふさわしい存在として適法に受け入れられている多くの人々は、中核的条約（難民条約、OAU条約、OASカルタヘナ宣言及びECHR）が65年ほど前に起草された段階では、決してそのように把握されなかった可能性がある。

5. 庇護を専門に取り扱う裁判所又は審判所に籍を置く者以外の多くの裁判官・審判官にとって、難民法及び関連の国際保護法に関わる事件では、国際法及び国際実務の専門家の支援を仰ぐことが必要になろう。これは他のほとんどの裁判業務とは異なる点である。他の裁判業務では、日常的な制定法解釈及び関連の司法判断行為の多くについて、現時点で法典化されている国内法（「成文法規」）及び関連の国内判例を参照すれば足りる。国内法及び国内判例の場合、立法措置を経て、進展又は変更されていくのが一般的である。

6. また、UNHCRは、難民条約に加盟しているすべての国に対し、難民認定及び保護の要否について定める国内法規及び政策が、国際法（関連の条約解釈規則を含む）にしたがって執行されるよう要求する。もっとも、国際的一貫性を維持するためには、より幅広い国際難民法及び国際保護法を参照することこそ、このような事件について判断する裁判官・審判官にとっての優れた実践であることは明らかである。

7. このような本質的違いがあるからこそ、難民法及びその他の国際保護法に関する業務は、弁護士、研究者及び司法関係者にとって、ダイナミックで刺激的な、決して決まり切った作業ではないものとなる。したがってそこには、変化し続ける世界における、まったく妥当かつ適当な人間的解決策を探求し、しばしばそれを見出す積極的可能性（a positive ability）が存在する。

8. このことは、難民事件について判断する世界中の裁判所の先例において、難民認定及び保護のニーズの認定のあり方がこの30年の間にどのように発展してきたかを参照すれば明らかである。かつては権利を奪われていたものの、今では迫害又は重大な陵虐及び差別からの代替的保護を受けられるようになった弱者集団（女性、子ども、LGBTIの人々を含む）の真正な人道上のニーズについてとられてきた解決策は、鮮やかな実例となっている。このように、この分野における法は、

不適切な司法積極主義をとらずとも、また国際条約自体を修正する必要までもなく、変化しつつある事情に対応することができるのである。

恩恵を基礎とするのではなく権利を基礎とする判断

9. 難民認定及び補完的保護に関する判断は、「権利を基礎とする」(rights-based)法の分野で行われるのであり、加盟国内の「恩恵を基礎とする」(privilege-based)出入国管理法の分野で行われるのではない。加盟国に入国し、かつ一時的に又は恒久的に在留する資格についての判断は、申請する外国人が満たすべき要件について定めた、国内法たる出入国管理法に基づいて行われる。各国には自国の国境を警備する権利があるので、外国人に対し、恩恵として入国及び在留を認めることができる。これとは対照的に、保護の権利の承認に関する判断は、受入国が負う国際条約上の義務(適当な時は、これらの要件が国内法に実効的に置き換えられているか否かを問わない)を淵源とするものである。

10. 国によっては、庇護希望者にとって、またこの法分野にあまり馴染みがない裁判官・審判官にとって、混乱につながる事態が生じ得る。例えば英国では、難民及び保護に関わる審査及び不服申立ての多くは、ある外国人が超過滞在者又は不法入国者のいずれかであると判断した国境局担当官による出入国管理法上の退去強制命令に対する抗弁として行われるものである。そのため、当該外国人が難民であり又は補完的保護を受ける資格を有しているか否かについて審査する必要性は、国際保護の認定を求める申請の中ではなく、国内法たる出入国管理法上の退去強制手続において最初に明らかにされるのである。保護審査手続についての権利へアプローチするための正しい「心構え」が明確に活用・理解されるようにしなければならず、また手続的背景から生じる可能性のある混同が回避されなければならない。

11. 現実のところ、今日では、裁判官・審判官及び審査官が、国内法たる出入国管理法及び国際庇護法の両方に関わる論点について、それが同一人物に関連する中で、そしてしばしば同一の手続において判断を求められる状況も、数多く(もちろん英国においてだけでなく)生じることになるだろう。

12. したがって、国境管理を維持するために正当な努力を行っている者から、国境管理に関わる、「恩恵を基礎とする」出入国管理法上の姿勢又は視点が提示された場合に、これが難民法及び国際保護法に関わる争点とごちゃ混ぜになってしまうのも無理からぬところではある。裁判官・審判官はこのような混同に陥らないよう、とりわけ警戒しなければならない。

13. 難民認定及び補完的保護に関する事案では、たとえ査証又は受入国における在留資格に関わる申請者の地位については国内法たる出入国管理法で定められるとしても、中核的国際文書に関する知識及び理解が不可欠である。

14. 難民条約そのものに目を転ずると、その前文では次の通り妥当な指摘が行われている。

「国際連合憲章及び1948年12月10日に国際連合総会により承認された世界人権宣言が、人間は基本的な権利及び自由を差別を受けることなく享有するとの原則を確認していることを考慮し、

国際連合が、種々の機会に難民に対する深い関心を表明し並びに難民に対して基本的な権利及び自由のできる限り広範な行使を保証することに努力してきたことを考慮し、……」

15. これらの基本的な権利は、続けて難民条約本文においても明らかにされている¹⁰。このように、難民条約、特に「該当条項」（第1条A(2)）の解釈の出発点は、「国際権利章典」（UDHR、自由権規約及び社会権規約）並びにこの時期以降作成されてきた一連の条約及び宣言を含む、他の国際人権条約そのものにあるのである（これらの点については、EU版論文第4部における法的枠組みについての議論の中でさらに詳しく検討する）。UNHCRも、国際人権法、国際人道法及び国際刑事法はいずれも難民条約の解釈の参考にされなければならないと正しく指摘している。

17. [訳者注/パラグラフ番号は原文のまま] したがって、例えば次のように言うことができる。難民認定及び/又は補完的保護を求めるすべての申請において、申請者に「迫害を受ける」おそれ又は重大な危害をこうむるおそれがあるか否かを明らかにする必要があるが、難民条約は「迫害を受ける」（being persecuted）という文言の定義を定めていない。そこで、何が迫害又は重大な陵虐であるのかを明らかにするためには、中核的な国際人権文書及び/又は地域人権文書の違反の可能性について検討するとともに、このような国際的枠組み及び該当する場合には地域的枠組みに照らしてこれらの論点について判断している国際裁判所、地域裁判所及び国内裁判所の、今や相当地に蓄積されている先例を参考にしなければならない。

国籍国の保護が受けられない場合の代理保護の原則

18. 難民保護その他の保護に関わる論点との関係で審査官が身につけているべき中核的知識として、これらの論点はすべて、締約国が約束した義務に掲げられている根本的原則——国籍国による保護が受けられない場合には代理保護を与えなければならない——から生じていることを理解しておかなければならない。この原則は、他国の国民が、迫害又は過酷な危害からの「国による保護」を国籍国又は常居所を有していた国で受けられない場合、他国に対して保護を求め、かつそのような保護を受ける権利があるとするものである。この原則については、カナダのリーディング・ケースである *Canada (Attorney-General) v Ward* 事件 ([1993] 2 SCR689, 709 (SC: Can)) で、次のように雄弁に説明されている。

「最初に、国際難民保護体制の根底にある理論的根拠を探求しておくのが有用である。これこそが、検討を必要とする様々な文言の解釈を支配するためである。国際難民法は、自国の国民である個人に対して国が与えるものと期待されている保護を代替する機能を果たすものとして作成された。国際難民法は、そのような保護を受けることができない状況がある場合にのみ、その後は一定の状況下においてのみ、その役割を果たすようになるものとされた。迫害を受けた個人はまず母国に保護を要請しなければならず、他の国の責任が関連してくるのはその後の話であるというのが国際社会の意図したところである。このような理由から、ジェームズ・ハサウェイ（James Hathaway）は難民保護制度を『代理保護又は代替保護』（surrogate or substitute protection）と称し、国籍国による保護が行われない場合に初めて発動されるものとした（J Hathaway, *The Law of Refugee Status* (1991), at p135 参照）」

¹⁰ 難民条約に掲げられたすべての権利に関する詳細な議論及び説明については、J Hathaway, *The Rights of Refugees under International Law* (Cambridge, 2005) 参照。

難民としての地位及び補完的保護を受けられる地位は宣言的なものである

19. 難民としての地位及び／又は補完的保護を受けられる地位は宣言的な性質のものであり、創設的なものではない。そのため、迫害を受ける危険から逃れようとしている申請者が加盟国に入国した場合、当該申請者は推定上の難民として扱われなければならない、難民条約に基づく権利体制下で定められているように、到着と同時に、又は受入国の管理下に入ったと同時に一定の権利を有するものとされなければならない¹¹。したがって、地位の宣言又は認定は審査時に行われる。

20. 前述のように、国内法である出入国管理法上の判断は創設的に行われるものであり、申請者は国内法又は国内規則に掲げられた一連の要件を満たしていなければならない。このようなケースにおける評価は、証拠に関して**適用される国内法にしたがい**、かつ国内法に定められた方法で**申請時に提供された情報**に基づいて行われることになる。

21. このように、保護に関する判断手続と出入国管理法上の判断手続は根本的に異なっており、審査官がこの違いを理解しなければ判断の瑕疵につながることが多い。

司法の独立及び公正は、公衆の反移民・反難民的見方によって圧迫される可能性がある

22. ステファン・セドリー卿が論文「庇護：司法は独立を維持できるか？」（注 9 参照）で行っている以下の論評はきわめて妥当であり、庇護に関する判断行為が有する独特の性質の、もう一つの側面に言及している。

「しかしながら、庇護法には、それを独特なものにしていると私が考える側面がある。庇護法は、定住している住民の生活に直接の、しかもしばしば歓迎されざる影響を及ぼすと一般の人々から見なされる結果を扱わなければならないという点である。そのため、庇護裁判官・審判官が取り扱う事実及び主題は、他のいかなる法分野で扱われるもの（犯罪を除く）とも異なり、激しい日常的議論の対象になっていることが多い。……

このような状況において裁判官・審判官に影響を与えるのは、裁判官・審判官自身の役割に関する、的が絞られた批評ではなく、周囲を取り巻く、流れを食い止めて事態の悪化を防ごうとする圧力であり、庇護希望者から聞く話を拒絶して追い返せるようにしようとする圧力である。時には、このような圧力が特定の国の出身者又は特定の民族に限定されたものになることもある。だからといって、審判官が全員、一つの方向に急に傾くわけではない。誠実な裁判官・審判官が周囲に感じる圧力に過剰に抗しようとするおそれと、裁判官・審判官が雑音に屈してしまうおそれは等しく存在する。しかしこのような蒸し風呂のような環境（hothouse）自体、私の考えでは、庇護審理に特有の現象である。他の分野で最もこれに近いのは、おそらく刑事法の分野であろう。そこでは、時として、確実に有罪判決を言い渡させようとする社会的圧力によって司法過程が歪められる可能性がある。しかしそこでは、このようなことは少なくとも時折起きるにすぎないのであり、絶え間なく生じる日常的現象ではない」¹²

23. 以上の論評は、ここでも、裁判官・審判官だけではなく、難民及び保護に関する判断を行うすべての第一次審査担当官その他の行政官にも当てはまる。

¹¹ James Hathaway, *The Law of Refugee Status*, *ibid* at p.12 参照。

¹² Sir Stephen Sedley, *ibid* at pp3 & 4

心理的側面／トラウマの側面と、年齢、ジェンダー役割、性的指向、社会的背景及び教育的背景を理由として生じる可能性がある特別な脆弱性の承認

24. 難民認定及びその他の保護に関する事案を扱うすべての裁判官・審判官、特に信憑性評価に携わる裁判官・審判官は、他の申請者ほど自分の身上及び背景を詳しく述べることができない申請者もいることだけでなく、心理的障害が真正な申請者の証言及び陳述にしばしば影響を与えることも認識しておかなければならない。このような障害は、過去の迫害又は重大な陵虐から生じることもあれば、時には、「権威者」に対する恐れのために国際保護認定手続そのものから生じることもある。

「ここでは、申請者、面接官及び審査官の全員が各段階で自分なりの心理的処理を行っていることが認識されなければならないし、それが信憑性評価における判断手続の重要な要素として位置づけられなければならない。そして、社会的及び政治的環境を全般的背景としながらこれらの心理的処理が相互作用する。各当事者が自分なりの認識を手続に持ち込むが、その中には思ったよりも強固に保持されているものもあろう。他の認識よりも正確ではないものもあると思われるし、実際、経験的証拠を注意深く吟味すればまったく妥当しない認識も存在する」¹³

25. 難民認定及び補完的保護の審査に従事する者は、記憶の想起に際して人間が誤りを犯しやすいことに関わる一般的問題について、並びに、迫害の被害者に関してどのような心理的問題が存在し、かつ申請者と審査官との間に存在する文化的違いを信憑性評価の際にどのように考慮しなければならないかというさらに具体的な問題について、相当量の調査研究資料が公表されていることを認識しておくべきである。もちろん、このような情報源については、その客観性及び典拠資料 (sourcing) に関して、あらゆる「専門家」証言に対して適用されるのと同様の吟味が必要となる。

26. ハーリーとターナー (Herlihy and Turner) が論文で述べているように、

「判断を行うに際して裏付けのない認識に依拠することの問題に対処するための重要な対策の一つは、ケース担当官及び出入国管理事件担当裁判官・審判官に対し、判断を書面で記録し、かつその判断が正当と考えられる理由も付記するよう求めることである。もっとも、判断がいかに先入観の影響を受けやすいか、また心理的処理過程の無理解に基づいている場合があるかを明らかにする……ヒューリスティック・モデルに基づいて判断を理解しようとするれば、これでは堂々巡りになってしまうおそれもある」

27. ハーリーとターナーは、より経験的な証拠に基づいた判断の方がより実効的で擁護しやすいプロセスにつながり得ると提案し、次のように述べている。

「この場では、申請者、面接官及び審査官の思考内で進行しているプロセスを慎重かつ体系的に明らかにし、理解する必要がある。専門分野を超えて連携することで、この作業が包括的な、まとまりのあるものとなり、死活問題となるかもしれない判断において最善の知識——経験、臨床及び裁判によって得られた知識——を活用できているという自信を深めることができよう」

¹³ Jane Herlihy and Stuart W Turner “The Psychology of Seeking Protection” (2009) 21(2) *International Refugee Law Journal* pp171-192.

28. これらの論点については、非常に声価が高い「イスタンブール・プロトコル」¹⁴も参照するべきである。

証拠書類調べ及び補強証拠

29. QD第4条(5)で認められているように、しばしば国によって行われる迫害又は過酷な陵虐を受ける危険から逃れようとしている申請者が多い状況にあつては、真に避難している申請者が、出入国管理上の確認手段として期待される完全な身分証明書類（旅券、旅行書類、会員証、診断書等）にアクセスできない場合がある¹⁵。そのため、裏付けとなる補強証拠書類の質及び量を子細に評価しなければならない。

30. 信憑性評価にあつては、不服申立人から裏付けとして提出されたすべての書類について、裁判官・審判官がその証拠調べ及び評価を行わなければならない。しかしながら、弁護士、裁判官・審判官及び政府職員としては、国内法に関わるほとんどの状況で補強証拠となる書類を望み、その提出を要請するのが通常の傾向であるにもかかわらず、この独特の分野においては、多くの場合、[QD]第4条(5)に掲げられた指針には留意しつつも、おびただしい量の「裏付け書類」よりもそのような書類が存在しない事実の方が、時として申請者の信憑性をいっそう強く裏付けることもあり得る。実際のところ、証拠書類が多過ぎる場合、大量である場合、又は一見したところ著しい不法性がある場合には、必然的に、不審な又は不正な方法で書類を入手したのではないかという疑いが生じ得るものである。ただし、申請者が（移動の途中で）自己の主張の立証に関連する書類（出身国の立証に関連する書類を含むことも多い）を意図的に破損したことが証拠により明らかとなるときは、当該行為についての説明を常に要請することが求められる。その説明によって信憑性のなさが明らかになることもあれば、状況によっては、当該申請者が人の密輸又は人身取引の対象とされたことが明らかになることもあるかもしれない。

31. また、**電子的手段によって即時的に得られる資料やソーシャル・メディア**¹⁶（電子証拠）の影響についても考慮しなければならない。すぐ前で述べたように、迫害から逃れてきた者が置かれている特有の苦境により、文書による補強証拠の取扱いは、あらゆる民事事件及び刑事事件に適用される国内証拠規則とは相当に異なってくる一方で、難民認定審査及び補完的保護審査（信憑性評価を含む）に電子証拠が及ぼす大きな影響についても認識しておく必要がある。これを過小評価するべきではない。

32. この10～15年の間に、実質的に地球上のあらゆる場所からほぼ即時的に証拠を入手できるようになったということは、このような証拠が今や、信憑性評価及びリスク評価の双方で用いられるCOI〔出身国情報〕にも、かつてよりもはるかに劇的な影響を及ぼし得るようになったということである。そのため今では、申請者（又は審査官／裁判官・審判官）が、電子的情報源から得た

¹⁴ 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の効果的な調査及び資料作成に関するマニュアル（The Manual on the Effective Investigation and Documentation of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）」（1999年、通称「イスタンブール・プロトコル（The Istanbul Protocol）」、HR/P/PT/8/Rev.1）。

¹⁵ さらに詳しくは、UNHCR「難民認定基準ハンドブック－難民の地位の認定の基準及び手続きに関する手引き（Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status）」（ジュネーブ、2011年12月）、196項参照。

¹⁶ 例えばFacebookおよびTwitter。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

非常に新しい資料を提示できるのも至極当然であることが多くなろう。そのような資料は、基本的な公正原則にしたがうことを条件として、過去及び現在に関する事実の信憑性についても、送還時に想定されるリスクについても、非常に決定的な判断材料となり得る。

異文化に関する意識の必要性及び通訳の利用は普通のことである

33. 難民認定及び補完的保護を受ける資格の認定では、そのそもその性質上、ほとんどすべてのケースで異文化及び言語に関する通訳及び翻訳が必要となる。さらには、文化、ジェンダー、振舞い及び言語に関わる微妙な問題について理解する必要も、しばしば生じることになる。

34. したがって、あらゆる申請及び不服申立ての審査、特に信憑性に関する評価が質の高いものになるかどうかは、かなりの部分、有能で経験豊富な通訳者、優れた弁護士、並びに、識見が高く経験の豊富な裁判官・審判官及び審査官が揃っているか否かにかかっている。

要約

35. これまで述べてきた要素の一つ一つが、難民法及び補完的保護法並びにそれに基づいて行われる判断の独特かつ特殊な性格を実証するものである。しかし現実には、難民認定及び補完的保護の認定をめぐるほぼすべての事案で、前述した諸要素の多くが関連してくることになる。このような理由から、審査及び最終的な判断は常に、「証拠を全体として考慮して」(on the totality of the evidence)、すなわち「あらゆる角度から」(in the round)行われるべきである。

36. このような背景があるからこそ、この分野における事実認定及び将来のリスクの評価における課題を過小評価するべきではないのである。

「舞台の整備」

B. 難民法及び補完的保護法の歴史的発展の概要¹⁷

第2次世界大戦終了までの歴史

38. 歴史的に、難民の認定は、該当者が自国による保護を剥奪された集団の一部となっていることを根拠に行われていた。20世紀までは、これは国家による個別措置の問題であった。歴史上よく知られている2つの実例は、16世紀及び17世紀にそれぞれの国で宗教を理由とする迫害を受け、イングランドに庇護を求めたフランスのユグノーと、フランスに庇護を求めた英国のカトリック教徒である。

39. 第1次世界大戦後には、主として国際連盟の主導の下、難民認定はより国際的な性格を帯び始めた。当初は、自国による保護を否定されたために国籍国の外にありながらも、法律上の責任を受け入れてくれる用意のある国が存在しないために他国に定住できない人々に対し、公認された何らかの地位を与える必要があることを根拠としてなされていた。国際連盟は、意に反して国籍国による保護を奪われた（市民権を剥奪された（denaturalised））集団及び自国による有効な旅券の発給を拒否された個人の集団の双方に対し、国家が発行する旅券に相当すると締約国によって承認された身分証明証を提供した。1929年には、難民諮問委員会（Advisory Commission for Refugees）が、難民に分類される者の本質的特性は「正式な国籍を有しておらず、かつ、これを理由として、ある国の正式な市民に与えられる通常の保護を奪われている」ことであるとした。

40. ところが、同時期、欧州で大規模な住民の避難を引き起こす複数の出来事が生じた。100万人以上のロシア人が1917年の十月革命後にロシアを逃れたほか、1920年代初頭には多くのアルメニア人が迫害を避けるためにトルコから避難した。第2次世界大戦に至るまでにドイツで起きた一連の出来事の結果としても同様の避難が行われた。これらの出来事によって、難民は自分ではどうしようもない社会的及び政治的出来事の寄る辺なき被害者であって、本国で保護を受けられなくなったために国際的介入を必要としているという実態的根拠に基づく難民認定が初めて行われるようになった。

41. このような介入の必要性を承認する国際文書は、人の集団に影響を与えている特定の緊急事態に対応して設けられた特別規定であったため、その時間的及び地理的範囲は限定されていた。

難民条約その他の国際条約の導入

42. 1951年難民条約が発効してようやく、難民としての地位は、庇護希望者個人のそれまでの経験が当該者に与えている影響を参照することによって認められるべきであるという認識が一般的になった。これは、それ以前の文書に基づいて難民と認定されたすべての者を難民条約上の保護の対象とし（第1条A(1)）、そうすることによって難民条約で保障された市民的権利が以前からの難民にも適用されるようにしたという点で、普遍性の概念を一定程度明らかにするものではあったが、難民条約でさえ、それ以前の文書と同じように、元々は時間的及び地理的限定に服していた。

¹⁷ 難民の権利の起源、国際外国人法、並びに、国際連盟及び国際連合による難民の権利の法典化の詳細なあらましについては、J Hathaway, *The Rights of Refugees under International Law* (前掲) 第2章参照。

第1条 A(2)は、「1951年1月1日以前に生じた事件の結果として、かつ」という文言で始まり、誰もが馴染んでいる難民の定義はその後示されている。第1条 B(1)はさらに、この表現の意味を限定する手段として、「1951年1月1日以前に欧州において生じた事件」又は「1951年1月1日以前に欧州又は他の地域において生じた事件」のどちらかに時間的制限を適用する選択権を締約国に与えている。多くの締約国は前者を選択し、中には、難民の地位に関するニューヨーク議定書が1967年10月4日に発効して以降も長年に渡って変更を行わない国もあった。

43. 時間的及び地理的制限の撤廃が一般的に承認された1967年10月4日以降、難民条約はそのアプローチの普遍性を獲得した。VCLTの解釈条項（後に生じた慣行を考慮しなければならないとする要件を含む）の適用により、難民条約は「生きた文書」として発展を続けている。

44. ただし、難民条約が関連するのは、人権法のある特定の側面——すなわち、受入国から難民認定を受ける申請者個人の権利——のみである。

45. 1951年難民条約の作成につながるプロセスが進められるのと同時に、第2次世界大戦の際及びその直後に生じた出来事をきっかけとして基本的人権の概念への一般的関心が高まり、これが保護の概念にも根本的影響を与えた。実際、人権概念は世界中の国々の法律及びその適用のあり方に革命的变化をもたらしてきたし、この革命は今なお変化を余儀なくさせており、当面はその状態が続くだろうと言っても間違っていないだろう。これにより、公正な裁判及び効果的な救済措置に対する権利を確保するという観点から手続法が相当に修正され、場合によっては国内法が基本的人権と両立しないとして取消されることもあるのみならず、司法機関の役割も高まり、場合によっては国の行政府との衝突及び緊張関係をもたらすことにもなってきた。

46. 加えて、ECHR、OAU条約、カルタヘナ宣言に加盟している国々にとっては、自国の国内法がこれらの地域文書上の義務に従属することになり、かつ、ECtHR（ストラスブール）のような地域裁判所を、国と市民との間でこれらの地域文書に基づくそれぞれの権利義務に関する争いが生じた場合の最終的決定機関として受け入れるに至っている。

47. より幅広いこのような変化は1945年の国際連合憲章及び1948年の世界人権宣言（UDHR）をもって始まったが、いずれの文書も、普遍的に適用されるものとはいえ、いかなる執行条項も設けられていなかった。その後作成された他の一般的人権文書としては、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（CPPG、1948年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、1966年）及びその選択議定書、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、1966年）¹⁸、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（CERD、1969年）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW、1979年）、拷問等禁止条約（CAT、1984年）並びに児童の権利に関する条約（CRC、1989年）がある。いずれも締約国が負う国際法上の義務を創設するものであるが、被害を受けた個人が苦情を申立てることのできないものになっているか、そのような苦情申立てを認めたとしても、個人による各条項の執行の可能性を著しく減殺する制限を設けているかのどちらかである。とはいえ、アクセスの面でこのような困難があるにもかかわらず、自由権規約の選択議定書、CERD、CEDAW及び特にCAT（拷問の意味との関連

¹⁸ 自由権規約、社会権規約及び世界人権宣言はまとめて「国際権利章典」と呼ばれることも多い。

で)に関わる国連の諸委員会はいずれも、国際保護の観点から各文書の適用範囲を明確にするのに役立つ知見を明らかにしてきている。

「舞台の設定」

C. 難民及び補完的保護に関する事件における裁判官・審判官の役割

48. 管轄権の関係上、国内裁判所から受けることのできる救済措置は、前述の通りそれぞれ異なる可能性がある。本論文の第 5 部では、全証拠の検討に基づいて新規の判断を行わなければならない難民法裁判官・審判官の任務について分析した。国内裁判所裁判官・審判官の多くは管轄権を制約される中で（司法再審査（judicial review）又は「限定的判断」（decisions at the margin）に限られる形で）活動することになるだろうが、本論文では保護に関する本格的審理に焦点を当てている。とはいえ、本論文は、保護に関わる論点に関して自ら判断を行う審理担当者がどのような対応をとるべきかについて理解する上で、再審査のみを行う裁判官・審判官にとっても相当に役立つはずである。

49. 本格的審理について分析することにしたのは、これが、第一次審査官が行う職務に最もよく似ている司法上の職務だからである。ただし、何から何まで同じというわけではない。裁判所の任務は第一次判断の再審査又は第一次判断に対する不服申立ての検討を行うことであるから、第一次審査官とは異なり、裁判官・審判官が「白紙」の状態から作業を開始することはない。したがって、裁判所には、事件が付託された最初の時点から、第一次（第一審）審査官が入手した資料、実際の判断そのもの、及び、申請を退けられた申請者から提出された再審査申請又は不服申立ての裏付け資料が揃っていることになる。

50. そのため、保護に関して裁判所が本格的審理を行わなければならないのは、通常、第一次判断を維持できない十分な法的理由がある場合ということになるだろう。とはいえ、再審査手続又は不服申立て手続で何が行われるべきかについて、第一次審査官が理解しておくことは重要である。後掲第 3 部に掲げた、裁判所が審理において適用するであろう司法的指針は、第一次審査官が第一次判断を行う際にも考慮しなければならないものだからである。

51. 裁判所の職務は、時系列順に以下のように要約することができよう。

- 申請者に、国際保護が必要な者として認定される資格があるか否かについて判断する—
- 審理日の時点で—
- 難民認定及び補完的保護を受ける資格の認定について定めた QD の関連規定を参照しながら—
- 裁判所に提出された証拠を全体として考慮して—
- 裁判所が職権で入手した証拠も含めて—
- 当該証拠を客観的に検討し及び評価し—
- 以下の点について確定する—
- 申請者が出身国に直ちに送還された場合—

- 申請者が迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖が存在するか（第 13 条に基づく難民認定）－
- 又は、QD 第 13 条にしたがって難民と認定されなかった場合に－
- 直ちに送還された場合に以下のおそれが存在すると信じるに足る相当の理由があるか－
- 申請者が、QD で定義された重大な危害を受ける現実のおそれ（第 18 条に基づく補完的保護資格の認定）

52. （注：以上の各ポイントに関するさらに詳しい説明は EU 版論文の第 5 部に掲載されている。）

「舞台の設定」

D. 難民認定・補完的保護認定事件における立証の負担及び立証基準

53. 最後に、難民その他の国際保護に関する事件で適用される、立証の負担及び立証基準の問題について、本節で検討しておくことが必要である。

54. 立証の負担の概念は、主張を立証する責任はその主張を行う者にあるという基本的前提から始まって、受入国のあらゆる裁判所にとって馴染み深いものだが、これらの事件における立証基準はそれよりも厄介な問題を提起する。これは、コモンロー上の当事者主義手続に親しんでいる者にとっては馴染み深い概念だが、大陸法においては伝統的にほとんど又はまったく役割を果たしてこなかったものである。しかし、過去及び現在の事実（申請者の人的証拠）の信憑性評価における立証基準については、EU 版論文の第 6 部で論じているように、CJEU の判例及び ECHR 法から容易に理解できるものではない。

55. 相互に関連するこれら 2 つの論点については、EU 版論文の第 6 部「ディスカッション・ペーパー」で、EU の文脈に即してさらに詳しく検討している。この分野は、この暫定的国際版の完全最終版を完成させる作業に携わっている IARLJ 作業部会の主要な検討課題の一つになろう。

第2部

難民認定申請及び補完的保護申請における判断プロセスに対する構造化アプローチ

裁判官・審判官は、国際法に従って国が受け入れた「保護の義務」に留意し、また国際保護を必要とする申請者が直面する可能性のある苦境の重大性を認識して、申請者個人を人として全面的に尊重する見地からすべての申請にアプローチするとともに、そこで遂行される課題の重大性を認識していなければならない。

難民事件及び補完的保護事件の本案審査を行う裁判官・審判官（特にこれらの事件にまったく馴染みがない、または不規則にしか関与したことの少ない裁判官・審判官）にとっては、体系的かつ段階を踏んだやり方で各事件にアプローチすることが大いに役立つであろう。あらゆる事件で、最大9つの段階を経ることになる可能性がある。

次頁のチャートは、関係する段階及び争点を掲げ、各段階で完了されるべき課題を簡単に説明したものである。その後、各段階に関するさらに詳しい説明が続く。

構造化アプローチ概要チャート参照

(原注—Microsoft Visio チャートは、後掲のチャートの説明を元に、暫定国際版向けに修正される予定である)

難民／補完的保護申請における判断プロセスに対する構造的アプローチ

概要チャート © www.iarlj.org

圧倒的多数の不服申立てにおいて取り上げられるべき中核的論点は、申請者が提示して認容された事実及び送還時に申請者が置かれる苦境を理由として、申請者に対し、**QD** に基づき、難民としての地位又は補完的保護を受ける資格がある者としての地位が付与されるべきか否かにある。以下に掲げる段階別プロセスは、必要な認定を正しい順序で行うことによって混乱を最小限に抑え得る一つの方法として提案されるものである。注：「IP」は国際保護、すなわち難民としての地位及び／又は補完的保護を受ける資格の両方をいう。

<p>第1段階 第1次確認</p>	<p>予備調査：特有の属人的事実—本案審査の必要性の有無の判断</p> <p>ただし、以下に掲げる特有の属人的事実を有する申請者が行った IP に関する不服申立てにおいては、予備的段階として次の点について考慮することが裁判所にとっては便宜であり、かつ实际的であろう。</p> <p>(1) IP 申請の根拠となっている事実全体を留保なく認めることができると仮定して、十分に認められたこれらの事実は、法律上、また QD にしたがって、申請者が実際には自己の主張を立証しておらず、したがって難民としても補完的保護にふさわしい者としても認定できないことを示すものであるか。そうであれば、事実上、不服申立ての処理はこの段階で終了する場合がある。</p> <p>(2) まったく逆に、信憑性が常に又は必ずしも IP 申請の決定的要因となとは限らない。信憑性がすべての不服申立ての核心であることがきわめて多い一方、申請者の出身国の状況からして、申請者がその国の国籍を有していること又は特定の年齢、ジェンダー若しくは民族であることが認められるという理由のみで難民としての資格又は補完的保護を受ける資格を認定できることも、時には生じ得る。</p>
<p>第2段階 過去及び現在に関する申請者の陳述の事実関係の確立</p>	<p>論点1：信用性ボックス</p> <p>申請者が自己の主張の背景事実として行った陳述は、客観的に評価して、そのすべて又は一部に「信憑性がある」と認められるか。このボックスで求められている評価を行うためには、裁判官・審判官は、申請者の陳述に含まれる重要な事実のうち信憑性があると認定されるもの及び信憑性が否認されるものを整理し、あわせて、そのような認定を行った有効な理由を示さなければならない。</p> <p>この論点について判断する際に考慮しなければならない証拠及び指針は次の通りである。</p> <p>(A) 申請者（及び該当する場合は他の証人）による過去及び現在の事実の提示に信憑性（信用性）があるか否かの評価に関する優れた実務例の判断基準及び適用基準を掲げた詳細なリスト（本論文の第3部に掲載）。(B) 申請者が提出した証拠の関連する詳細、並びに、質問及び反対尋問への回答。(C) 申請者の主張を裏付ける（又は当該主張に反する）他の証人の証言。(D) 専門家の証言がある場合はその検討（当該証言を考慮する適切な度合い及び申請者が提出した証拠と当該証言の相互関係に関する評価を含む）。(E) 関連の COI の適正な考慮（その際、HHC 及び IARLJ が刊行しているもの等の COI の利用に関する指針を活用する）。このボックスにおける COI の適用は、この時点では、第3部に掲載した「基本的判断基準」を活用しながら、申請者が提出した証拠の内的整合性及び外的整合性並びに自然かつ合理的かどうかを検証する目的で行われる。(F) 申請者の陳述を裏付ける、又はその証拠価値を低下させるその他の書証（例えば医学上又は精神医学上の書類、旅行書類）の検討。(G) 他の点では申請者の陳述の信憑性が認められる場合の、残された疑いの余地の原則（the residual doubt principles）の適用（QD 第4.5条）。</p>
<p>第3段階 論点1に関する評価及び理由説明</p>	<p>決定では、信憑性評価の結果を十全に明らかにし、重要な事実のうち認められたもの及び認められなかったものに関する理由も付す。それに続き、論点1に関する十全な分析を踏まえ、裁判官・審判官が認定した、申請者に関する「認められた属人的事実」を記載する。</p>
<p>第4段階 「十分に理由のある恐怖」又は現実のおそれの確立</p>	<p>論点2—リスク・ボックス</p> <p>申請者に関する認められた属人的事実及び他のすべての関連要素に基づき客観的に評価して、出身国に送還された場合に申請者はどのような苦境に置かれる（と想定される）か。かつ、申請者は迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているか／送還されれば申請者が拷問等を受けると考えるに足る実質的理由があるか。この判断は、申請者に関する属人的事実として明らかにされた認定事実全体、及び、提出された他のすべての証拠を適正に考慮しながら評価した結果に基づいて行われることになろう。申請者に関する属人的事実を構成する認められた事実は、適正に考慮された他のすべての証拠と組み合わせられて「認定された事実」となり、これに基づいて、適用される「立証基準」があれば当該基準にしたがってリスク評価</p>

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

	<p>が行われることになる。完全版〔EU版〕論文の第1部及び第6部参照。 考慮されるべき証拠及び指針は次の通りである。 (A) 申請者に関する、評価の時点で認められた属人的事実。(B) 他の申請者側証人から提出され、認容された証言。(C) 証明力について適正な評価が行われた専門家の証言。(D) 関連の COI (良質な COI 指針にしたがって適正な評価及び証明力判断が行われたもの)。(E) CEAS、QD、PD、CJEU、ECtHR 及び国際法において適用される関連の法的枠組み。(F) CJEU、ECtHR、加盟国の他の国内裁判所及び EU 外の裁判所のうち拘束力がある又は説得的な関連の判例。(G) 適正な考慮及び評価を経た学術的指針その他の評釈。</p>
<p>第5段階 論点2に関する判断 —リスク</p>	<p>特に送還時のリスクの現実性 v. 非現実性の問題 (issue on reality v. remoteness of risk on return) について、証拠並びに適用される関連の法律及び先例を全体として考慮しながら論点2 (「リスク・ボックス」) に関する分析を行って結論を出した後 (QD 第2-9条及び第15条)、申請者には、(a) 難民としての地位 (「理由ボックス」において論点3についての認定が行われることを条件とする) 又は (b) 補完的保護の地位を認定される資格が認められるか。</p>
<p>第6段階 事由及び難民認定のための 関連性</p>	<p>論点3：理由ボックス 論点2の答えが「リスク有」の場合、(a) 当該リスクは、難民条約に掲げられた5つの事由 (QD 第10条で拡大されたもの) の一又は複数を理由として迫害を受けるといえるものであるか。そうではない場合、(b) 当該申請者は、いずれかの形態の補完的保護を受ける資格 (QD 第15-17条) を有するか。 適用されるべき証拠及び法律： (A) 関連するすべての QD、ECHR 並びに関連性及び難民条約上の理由に関わる国際法及び国内法。(B) CJEU、ECtHR、国内裁判所及び EU 外のレベルにおける、拘束力がある又は説得的な関連の判例。(C) 適正な考慮及び評価を経た関連の学術的指針その他の評釈。</p>
<p>第7段階 論点3に関する判断 —該当認定</p>	<p>以上の理由を踏まえ、申請者が難民として該当条項 (QD 第9条・第10条) の適用対象であるか否か、又は適用対象でない場合には何らかの形態の補完的保護を受ける資格を有するか否か、記載する。ただし、一部の受入国の国内法では、裁判官・審判官は該当認定に関する判断を行うことができず、不服申立て／申請を許可すること、又は第1次判断を破棄して当該判断機関による申請の全体的又は部分的再審査を求めることしかできない場合もあることに注意されたい。</p>
<p>第8段階 適用終了</p>	<p>終止条項 (QD 第11条) が関連する場合、裁判官・審判官は続いて適用終了の問題について判断しなければならない。ここでも、IP法、及び、難民条約第1条Cについての UNHCR の評釈が役立つ可能性がある。</p>
<p>第9段階 除外</p>	<p>除外条項 (QD 第12条及び難民条約第1条F) が関連する場合、裁判官・審判官は続いて (より早い段階でこのような検討を行うことを認める国内法の規定にしたがうことを条件として) 除外の問題について判断しなければならない。</p>

「構造化アプローチ」チャートの説明

取り上げられるべき中核的論点は以下の通りである。裁判官・審判官が認定した、申請者の過去及び現在に関する認められた事実（すなわち、申請者に関する認められた属人的事実）はどのようなものか。次に、申請者は送還された場合にどのような苦境に陥るか。そして、申請者に対して難民としての地位又は補完的保護を受ける資格を付与すべきか。以下に掲げる段階別プロセスは、必要な認定を正しい順序で行い、かつその認定の根拠として適切な証拠及び情報を用いることによって、混乱を最小限に抑え得る一つ的手段として提案されるものである。

第1段階

予備調査

ただし、特有の属人的事実を有する申請者が難民認定及び補完的保護に関する不服申立てを行った事件においては、予備的段階として次の点について考慮することが、裁判所にとっては便宜であり、かつ实际的であろう。

- a. 難民認定申請又はその他の保護を求める申請の根拠となっている事実全体を**留保なく**認めることができるとして、十分に認められたこれらの事実は、法律上、また難民条約又は他の関連条約にしたがって、申請者が実際には自己の主張を**立証しておらず**、したがって難民としても補完的保護にふさわしい者としても**認定できない**ことを立証するものであるか。（そうであれば、事実上、不服申立ての処理はこの段階で終了する可能性がある。**例**：行われた主張及び／又は想定される恐怖が単に差別のみを理由としており、迫害又は重大な危害を理由としていない場合、当該主張は、どう好意的に解釈しても難民条約又は他の関連の条約に定められた迫害又は重大な危害の基準に達していないため、不服申立てが認容されることはない。それどころか、不服申立ての根拠が、やはりどう好意的に解釈しても、申請が明らかに理由のないもの又は明白な濫用であって時間を費やす対象ではないことを示している場合もある。）
- b. まったく逆に、信憑性が常に又は必ずしも難民認定申請又は保護申請の決定的要因とならない。信憑性がすべての不服申立ての核心である一方、申請者の出身国の状況からして、申請者がその国の国籍を有していること又は特定の年齢、ジェンダー若しくは民族であることが認められるという理由のみで難民としての資格又は補完的保護を受ける資格を認定できることも、時には生じ得る（例えば、ソマリアの一部の少数民族の構成員はかつてこのような状況にあった）。

第2段階

過去及び現在について申請者が語る、認められた事実の確立（「信用性」ボックス）

論点 1—申請者が自己の主張の背景事実として行った陳述は、客観的に評価して、そのすべて又は一部に「信憑性がある」と認められるか。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

このボックスで求められている評価を行うためには、裁判官・審判官は、申請者の陳述に含まれる重要な事実のうち信憑性があると認定され又は認められるもの及び信憑性が否認されるものを整理し、あわせて、そのような認定を行った有効な理由を示さなければならない。

この論点について判断する際に考慮しなければならない**証拠及び指針**は次のとおりである。

- a. 申請者（及び該当する場合は他の証人）による過去及び現在の事実の提示に信憑性があるか否かの評価に関する優れた実務例の判断基準及び適用基準を掲げた詳細なリスト（本論文の第3部に掲載）。
- b. 申請者が書面ないし口頭で提出した証拠における詳細、並びに、質問及び反対尋問への回答。
- c. 申請者の主張を裏付ける（又は当該主張に反する）他の証人の証言。
- d. 専門家の証言がある場合はその検討（当該証言を考慮する適切な度合い及び申請者が提出した証拠と当該証言の相互関係に関する評価を含む）。
- e. 関連のCOIの適正な重視（その際、IARLJが刊行している指針等、COIの利用に関する指針を活用する）。この段階又は「ボックス」におけるCOIの適用は、この時点では、第3部に掲載した「基本的判断基準」を活用しながら、申請者が提出した証拠を検証する（証拠の内的整合性及び外的整合性並びに自然かつ合理的かどうかに関する検証も含む）目的で行われる。
- f. 申請者の陳述を裏付ける、又はその証拠価値を低下させるその他の書証（例えば医学上又は精神医学上の書類、旅行書類）の検討¹⁹。
- g. 他の点では申請者の陳述の信憑性が認められる場合の、残された疑いの余地又は灰色の利益の原則（residual or benefit of the doubt principles）の適用。

第3段階

論点1に関する評価及び理由説明

判断では、申請の核心に至る重要な事実に関する有効な理由の説明を含む、信憑性評価の認定結果を十全に明らかにする。これには、過去及び現在に関する重要な事実のうち認められたもの及び認められなかったものの記録も含まれよう。裁判官・審判官は次に、この評価から、申請者に関する「認められた属人的事実」を認定結果の一つとして明らかにすることができる。このように、「認められた属人的事実」では、申請者により提出された証拠全体が全面的に認容される場合もあれば、証拠の一部が部分的に認容されて他の証拠は排斥される場合もあろうし、又は、申請者により提出された証拠全体が全面的に若しくはほぼ完全に排斥される場合もあり得るかもしれない。そ

¹⁹ 文書の真正性を確定できないこともしばしばある。したがって、審査官は、申請者の全般的信憑性、及び、申請者の国籍国における文書作成の水準に関する関連のCOIを考慮に入れるべきである。当然のことながら、審査官は、文書（特に、偽造される可能性がある、又は不法な出所及び人の密輸を行う者から容易に入手できる可能性がある文書）に依拠し過ぎることには慎重になることが求められる。適切なアプローチは、英国の *Tanveer Ahmed* 事件 [2002] ImmAR 318 でとられたもの（審判所は、提出された書証が信頼できるものであることを示す立証責任は申請者にあると判示した）である。ただし、すべての証拠を「あらゆる角度から」検討した後、ある文書が適正に信頼できるものであるか否かを検討するのは審査官の役割となる。（ウェブ上の文書すなわち電子（"e"）文書の利用に関する第1部及び第3部のコメントも参照。）

の後行われる将来のリスクの評価では、申請者に関するこの「認められた属人的事実」が中核的要素の一つとなる。たとえ国籍だけが認容された場合でも、判断は次の段階である送還時のリスク評価の段階に進められるべきであることに注意することが求められる。

第4段階

「十分に理由のある恐怖」又は現実的おそれの確立

論点 2—申請者に関する認められた属人的事実及び他のすべての関連要素に基づき客観的に評価して、国籍国又は常居所を有していた国に送還された場合に申請者はどのような苦境に置かれる（と想定される）か。（注：送還時の恐怖に関する申請者の**主観的**評価は必ずと言っていいほど申請者の「来歴」又は主張の一部となっているであろうが、**ここで裁判官・審判官が行うべき検証は客観的検証のみ**であって、申請者の主観的な証言又は主張は、しばしば——おそらくは混乱をともなって——「信憑性のある主張」と呼ばれる主張の評価の材料にはならない。主観的な主張又は恐怖が、裁判官・審判官による評価を経た客観的証拠と全面的に一致する場合、これらの主観的要素は初めて「認定された事実」の一部となる。）

この段階は事件処理の核心である。ここでは、送還時に申請者にとって生ずるリスク（しばしば「現実的」おそれと表現される）の評価が行われる。これは、送還時に ECHR 第 3 条違反の取扱いが行われるおそれとの関連で、ECtHR のような一部の地域裁判所が適用している基準に相当する。難民認定申請において立証されるべきリスクは、難民条約上のいずれかの事由を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖であり、補完的保護に関するほとんどの事件では、申請者が重大な危害をこうむる現実的おそれに直面していると考えに足る実質的理由が示されなければならない。ただし、いずれの地位についても、必要とされるリスクの水準に実際上の違いはないと考えられる。

ここで裁判官・審判官が下す結論は、申請者に関する属人的事実として明らかにした認定事実全体、及び、後述する他のすべての証拠を適正に考慮しながら評価した結果に基づくものとなる。申請者に関する属人的事実を構成する認められた事実は、適正に重視された他のすべての証拠と組み合わせられて「認定された事実」となり、これに基づいて、適用可能な「立証基準」にしたがってリスク評価が行われることになる（立証基準及び立証の負担の問題に関する詳細な議論は〔EU 版論文〕第 6 部参照）。

リスク評価で考慮されるべき証拠は次の通りである。

- a. 申請者に関する、評価の時点で認められた属人的事実。
- b. 他の申請者側証人から提出され、認容された証言。
- c. 証明力について適正な評価が行われた専門家の証言。
- d. 関連の COI (IARLJ が刊行している指針等の COI 指針にしたがって適正な評価及び考慮が行われたもの)
- e. 国際庇護法において適用される関連の法的枠組み。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

- f. 地域裁判所及び国内裁判所（regional and national state courts）のうち拘束力がある又は説得的な関連の判例、並びに、場合により国外の裁判所（non-national courts）の関連の判例。
- g. 適正な考慮及び評価を経た学術的指針その他の評釈²⁰。

第5段階

論点2—リスクに関する判断

十分に理由のある恐怖又は重大な理由（これらは広く、送還時のリスクに関する現実性対非現実性（the reality versus the remoteness of risk on return）に関する評価として認識されている）の問題について検討するため、証拠の全体的評価及び適用される関連の法律及び先例を考慮に入れ、第4段階で述べた論点に関する分析を行って結論を出した（「リスク・ボックス」の判断）後、裁判官・審判官は、申請者には以下のいずれかの地位を認定される資格があるか否かの問題に目を転じなければならない。

- a. 難民としての地位（第6段階（後掲「理由及び関連性ボックス」）の論点3に関する判断に服することを条件とする。）
- b. 何らかの形態の補完的保護の地位。

第6段階

難民条約上の事由及び難民認定のための関連性（「理由ボックス」）

論点3—論点2の結論が「リスク有」の場合：

- a. 当該リスクは、難民条約に掲げられた5つの事由の一又は複数を理由として迫害を受けるというものであるか。
- b. （aに該当しない場合）当該申請者は、いずれかの形態の補完的保護を受ける資格を有するか。

適用されるべき証拠及び法律：

- a. 関連するすべての国内法、並びに、関連性及び難民条約上の理由に関わる UNHCR の指針その他の国際的指針。
- b. 地域的又は国内的レベルにおける、拘束力がある又は説得的な関連の判例。
- c. 適正な考慮及び評価を経た関連の学術的指針その他の評釈。

第7段階

該当認定に関する判断

²⁰ 例えば“The Michigan Guidelines on Well Founded Fear (2004)” Program in Refugee and Asylum Law (2009), www.refugeecaselaw.org参照。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

その後、結論には、申請者が難民として該当条項（難民条約第 1 条 A(2)）の適用対象であるか否か、又は何らかの形態の補完的保護を受ける資格を有するか否かについて記載するべきである。注：ただし、一部の受入国の国内法では、裁判官・審判官は該当認定に関する判断を行うことができない（不服申立て又は申請を許可すること、及び／又は、第 1 次判断を破棄して当該判断機関による申請の全体的又は部分的再審査を求めることしかできない）場合もあることに注意されたい。

第 8 段階

適用終止

終止条項（難民条約第 1 条 C・D）が関連する場合、裁判官・審判官は続いて適用終止の問題について判断しなければならない。ここでも、難民条約第 1 条 C に関する国際的先例及び UNHCR の評釈が役立ち、裁判官・審判官にさらなる指針を与えてくれる可能性がある。

第 9 段階

除外

除外条項（難民条約第 1 条 E・F）が関連する場合、裁判官・審判官は続いて除外の問題について判断しなければならない。ここでも、難民条約第 1 条 F に関する国際的先例及び UNHCR の評釈が役立ち、裁判官・審判官にさらなる指針を与えてくれる可能性がある。一部の国では、国内法上、該当認定又は現実的おそれの問題の前に除外の問題を扱うことができる（又は扱うべきである）ことに留意しておかなければならない。

第3部—EU認定指令（EU QUALIFICATION DIRECTIVE）に基づく信憑性評価についての裁判上の指針

優れた実務例の基本的な判断基準及び適用基準

はじめに

この指針はIARLJが作成したものである。この指針は、申請者が提出した過去及び現在に関する証拠の信憑性評価に適用される基本的な判断基準の説明、及び、このような評価における優れた実務例のための一連の裁判上の適用基準から構成されている²¹。これらの基準は、IARLJの会員がいるほぼすべての国から経験豊富なIARLJ会員及びその他の国際裁判官・審判官が参加した綿密な協議プロセスを経て、合意されたものである。多くのUNHCR代表、NGO、研究者及びこの分野の専門家からも援助があった。

IARLJ、及びこのプロジェクトに参加した他の全員が目指したのは、信憑性評価という中核的職務のみならず、難民認定及び補完的保護に関する判断でいっそうの全般的整合性を達成するという点でも、優れた対応を促進しかつ達成することである。このことは、IARLJの目的、すなわち難民認定その他の国際保護に関する判断において「法の支配」を促進することと完全に一致している。近い将来、この指針及び本論文の内容を司法研修プロジェクトで活用することが計画されており、関心のある裁判官・審判官又は裁判所が、この著しく重要な地位の認定の分野に関する研修又は職能開発ワークショップを手配したいと考える場合、IARLJ事務局（info@iarlj.org）に連絡されたい。IARLJ内に設けられた作業部会は、引き続き、本論文の内容及び関連の裁判手続きを改訂し、かつ向上させていく予定である。

これらの判断基準は次のような根本的認識に沿って作成された。

- a. 難民としての地位又は補完的保護を受けられる地位の認定を求めて申請を行うのは申請者の義務であり²²、各申請は個別に審査される。
- b. 保護資格の認定は厄介で専門的な職務である²³。裁判において最初に参照されるべきなのは、難民条約又は適用されるその他の国際保護文書を置き換えた受入国の国内法ということになるだろうが、難民条約及び他の国際人権条約自体も、過去60年間に諸裁判所が行ってきた司法解釈とともにこれに影響を与えるであろうことを、常に念頭に置いておかなければならない。
- c. 関係する論点は（申請者及び国の双方にとって）きわめて重大な性質を有しており、また正義の基本的原則に関わるものであるから、判断プロセスでは公正性に関する最も高い基準だけが適用される。この指針を直接・間接に下支えしているのは、国際保護の人道的性質に内在する、この最も基本的な前提である。

²¹ この指針で言及しているのは裁判官・審判官の役割及び職務であるが、第3部に掲げられた内容のほとんどは、あらゆるレベルの審査官にも同様に適用可能である。

²² EU版論文（IARLJのウェブサイトに掲載）第6部の立証責任に関する議論を参照。

²³ 前掲第1部1参照。

- d. 申請者が提出した過去及び現在に関する事実（証拠）の信憑性評価は、申請者に関する「認められた属人的事実」を確定し、かつ国際保護の必要性について判断するための手段である。この属人的事実は、申請者が送還時に迫害を受け又は重大な危害をこうむるおそれについて判断する際の「重要な事実」のきわめて重要な構成要素となる。したがって、第 2 部（前掲「構造的アプローチ」）で示したように、論点 2（「想定されるリスク」）に移る前に論点 1 について判断することが必要である。
- e. この指針は十分に承認された国際行政法上の規範及び原則を基礎としており、これには公正な公開審理を受ける権利、武器平等原則（*audi alteram partem* 「片訟ヲ聴カズ」）、比例原則、法的安定性の原則及び実効的な救済措置を受ける権利が含まれる。例えば、これらの原則はEUの中核的文書（TFEU及びEU憲章を含む）及びEHCRに掲げられている²⁴。
- f. この指針に掲げられた原則は、国際的及び地域的立法文書、関連の裁判所の先例、並びに、本論文及び関連のプロジェクトに参加した裁判官・審判官の経験からとられたものである。これに加えて、UNHCR のハンドブック及びガイドライン（2011 年）並びに主要な学術出版物も考慮した。
- g. 国際法上、信憑性評価の「適法性」（*lawfulness*）を評価するための基本的判断基準として広く受容・実践され、法的に妥当なすべての判決理由で適用されている基準がいくつかある。これらの基準、及び、これをさらに敷衍した、特に難民認定事件及び補完的保護事件における信憑性評価の優れた実務例に関する詳細な適用基準は、この 60 年の間に、庇護法及び庇護実務の中で発展してきたものである。多くの地域保護文書に反映されている法的原則も、庇護法及び国際人権法の分野で認められている国際実務から主としてとられている。これらの判断基準の適用及び／又は適用基準の達成について重要な懈怠があれば、裁判所による再審査において、判断の際の法の誤りによって原判断は部分的に又は全体として維持できない旨の判決が言い渡されるべきである。
- h. この指針は網羅的なものではない。この指針には、手続的要件、及び、弱い立場に置かれた下部集団に属する申請者の特別なニーズの承認を含む基本的公正性に基づく、優れた実務例の適用基準（重複することも多い）が含まれている。使いやすいものとするため、優れた実務例の適用基準は 4 つのセクションに分かれている。実質的な基本的公正性の問題に関する基準、より手続的性格の基準、特別なニーズを有する弱者集団の申請を審査する際に適用可能な基準、及び、残された疑いの余地（*residual doubt*）及び／又は灰色の利益(*benefit of doubt*)の原則の問題をどのように扱うべきかに関する議論である。

申請者の信憑性評価について適用される基本的判断基準

申請者の信憑性が、一応ではあれ明らかにではあれ全面的に認められる場合を除き、裁判官・審判官は独立の立場から評価の作業を実施しなければならない。裁判官・審判官は、公平な立場で、したがって自分自身に内在する主観を可能な限り最小限に抑えられるように評価に臨まなければならない。客観性を確保し、かつ信憑性評価における中核的要素に集中できるようにするための優れた

²⁴ さらに詳しくはEU版論文（IARLJのウェブサイトに掲載）の第 6 部参照。

た裁判実務例として、以下の基準が挙げられる。これらの基準にしたがうことで、裁判官・審判官（及び他のすべての審査官）による質の高い判断が確保されるはずである。信憑性についての認定では、申請者に関する認められた属人的事実の評価との関係で、以下の基準が満たされているか否かを説明することが求められる（該当する場合）。

- a. **不可能性**：これは、認定結果を客観的な内的証拠又は外的証拠と照らし合わせた場合に、申請者が主張する「事実」はまったく（又はほぼ）信じられないことが明らかになる場合をいう。例えば、関連のデータ、場所及び時期、数理的、科学的又は生物学的事実などである。
- b. **外的整合性**：これは、申請者の陳述と他のあらゆる客観的な外的証拠（適正に重視されたCOI、専門家の証言その他の関連の証拠を含む）との間に整合性があるか、又は両者に不一致があるかに関する認定をいう。
- c. **内的整合性**：これは、最初の面接、申請並びに申請／不服申立ての処理が終結するまでのあらゆる段階で行われた個人面接及び審理において申請者が行った陳述及び申請者が提出したその他の証拠が、整合性を保持しているか、又は相互に矛盾があるかに関する認定をいう。
- d. **自然かつ合理的かどうか (plausibility)**：これは、過去及び現在の「事実」であるとされるものについての申請者の説明を含む主張内容が自然さと合理性を備えたものであるか、及び、当該主張内容によって、これらの事実を信じるに足るものとして認容することの妥当性が高まるか又は減じられるかについての認定をいう。この基準については、いくつかの具体的論点に関連してくる場合がある。十分に、あるいは論理的具體性を備えた説明の欠如、偽造書類又は誤解を招く書類の使用に関する説明、主張の提出の遅れ、並びに、従前の申請及び不服申立てで挙げられた判断理由等である。自然かつ合理的かどうかは、外的整合性に関する認定と一定程度重複することが多くなる²⁵。
- e. **「あらゆる角度から」 (in the round)**：全般的な信憑性に関する結論は、「重要ではない」、部分的にしか関連しない、又は場合により本論から外れているかもしれない認定結果だけに基づいて導き出すべきものではない。そのため、認められる総合的信憑性の評価における実体的認定（上記の論点をどの程度重視するかに関する判断も含む）は、証拠を総合的に評価しながら、「あらゆる角度から」行われるべきである²⁶。その場合、a、b及びcの基準（上述）に関する認定は必然的に「不自然さ及び不合理さ」(implausibility)だけに依拠する認定よりも重視されなければならないことを考慮に入れなければならない。
- f. **十分な詳しさ**：申請者の無能力を理由として稀に例外が認められる場合を除き、申請は、それが明らかに理由のないものではないことを実証するため、少なくとも申請に関わる最も重要な事実との関連では、実質的内容をとまって提出され、かつ十分な詳しさを備えたものであるべきである。

²⁵ M. Kagan, "Is Truth in the Eye of the Beholder? Objective Credibility Assessment in Refugee Status Determinations" (2003) 17(3) *Georgetown Immigration Law Journal* 367-415 参照。特に、一応の確からしさに関する節 (pp390-391) で、一応の確からしさによって外部整合性が「高まることはほとんどない」と主張されている点を参照。

²⁶ 例えば、*Cruz Varas and Others v Sweden*事件判決（[1991] 14 EHRR 1）、*Vilvarajah v UK*事件判決（[1991] 14 EHRR 248）、*A v SSHD*事件判決（[2006] EWCA Civ 973）、ポーランド行政手続法（CAP）第80条並びにドイツ行政裁判所手続法第108条(1)及び(2)参照。

- g. **申請の適時性**：陳述の提出及び証拠の提出が遅れることは、正当な説明が行われる場合を除き、一般的信憑性に悪影響を及ぼす場合がある²⁷。
- h. **個人的関与**：上記の基準がすべて満たされる場合でもなお、提示された「身上」又は提出された証拠が申請者個人に関わるものであることを確認することが重要である。

信憑性評価における望ましい実務に関する国際的な裁判上の基準

望ましい実務に関する以下の基準の多くは、多くの国の行政手続法や裁判例にしばしば見出すことができるものである。しかし本論文では、参照するのに有益であり、また、研修のための資料として、このような基準を可能な限り一つの文書にまとめようと試みている。これらの基準は、各国の裁判官・審判官が、信憑性評価において適用される広範な論点に関して発展させてきたものである。以下のリストは網羅的なものではなく、実際に、経験のある裁判官・審判官にとって、これらの基準の多くは当然の内容であると考えられるかもしれない。しかし、このリストは可能な限り詳細であることを目的としており、特に、この分野に経験のない裁判官・審判官や関係者が、これらの基準に反映された経験の蓄積を手掛かりとして信憑性評価という難題を遂行する際の指針になることを目指している。

また、経験の豊かな一次手続の審査官や本案審査を行う裁判官・審判官については、通常、その能力及び経験に十分な尊重が払われる一方で、これらの基準の一又は複数を守守することを怠った場合は、司法審査において法令の解釈適用に関する誤りがあったという結論につながることも指摘しておかなければならない。活用の便宜のため、これらの基準は以下の4つに分類される。

(A) 実質的な証拠 (substantive evidence) の取扱い

A.1 整合性

申請者は、過去及び現在的事実を、内的整合性及び外的整合性を備えた方法で提示するべきである。

解説：証拠の齟齬及び矛盾が、申請者の個別的事情を考慮した上で信憑性評価にどのような影響を及ぼすかについては、申請者に対して明確に説明するべきであり、また、申請者に対して釈明の機会が与えられなければならない。矛盾と思われる点について質問された際の申請者の釈明や説明が、考慮に入れられなければならない。

例：申請者 A は、入国時、自分はある政治活動の構成員であったと述べたが、その後の陳述で、そうではないと主張している。この点について質問された際、十分な説明は提供されなかった。

²⁷ *B v Sweden*事件のECtHR判決 (2004年10月28日、European Court of Human Rights Appl No 16578/03)、*Khan v Canada*事件の拷問禁止委員会決定 (1994年10月15日、CATC No 015/1994)、*Kaoki v Sweden*事件の同決定 (1996年5月8日、No 041/1996) 参照。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

申請者 B が提出した証拠は、どの段階で提出されたものについても、UNHCR の報告書から得られた十分な情報源に基づく COI と一致している。

典拠： *R.C. v. Sweden* 事件 ECtHR 判決（2010 年、Appl No 41827/07）；拷問禁止委員会「一般的意見第 1：第 22 条の文脈における条約第 3 条の実施」（Committee Against Torture “General Comment No. 1: Implementation of Article 3 of the Convention in the context of Article 22” A/53/44, annex IX, 21 November 1997）；英国・*Y v SSHD* 事件 EWCA 判決（[2006] EWCA Civ 1223）；ポーランド・SACP 判決（2011 年 4 月 20 日）File 11OSK 902/10；クロアチア・*Re. Miroshnikov* 事件 ACZ 判決（2012 年 6 月 15 日、ACZ No Usl-1287/12）；ノルウェー・Case HR-201102133-A 事件ノルウェー最高裁判所判決（2011 年 11 月 16 日、2011/817）（2008 年出入国管理法上の国際的な庇護に関する事件で適用される立証の負担及び立証基準についても評釈している）；チェコ共和国・CzRCP 判決（2006 年 1 月 26 日）File No 48 Az 44/2005；同・CZRC（ウースチー・ナド・ラベム、2009 年 3 月 12 日）File No 58 Az 26/2008（申請者による不自然かつ不合理な陳述の取扱い）；オランダ・*Re. Malumba* 事件 AJDCS 判決（2003 年 1 月 27 日）JV 2003/103。

A.2 自然かつ合理的かどうか

事実に関する証拠の自然さと合理性は、申請者の経歴の信憑性に関する評価に反映される。

解説：これはそれ自体が目的なのではない。自然かつ合理的かどうかには、潜在的に、裁判官・審判官の主観的見解が反映される可能性がある。裁判官・審判官は、客観性を最大限に確保するため、「真実」及び「おそれ」に関する個人的な見解について意識しておくべきである。難民申請及び補完的保護申請の基本的な特性として、これらの申請を適正に考慮するためには、申請者の出身国についての特有の状況を理解し、かつそれを評価に反映させなければならないという点がある。不自然かつ不合理であることを理由に証拠を採用しない場合には、証拠のうち不自然かつ不合理であると考えられる点についての申請者の説明も含め、その理由を十分に明らかにしなければならない。不自然かつ不合理であることのみを理由とする判断は、より幅広い基本的な基準に基づく判断よりも説得性を欠くものとなる可能性が高い。

例：申請者 A は、人権状況が劣悪である（with a poor human rights record）けれども実効的な警察組織を有する国の出身である。申請者 A は拘禁されている場所から脱走して出国したと主張するが、あらゆる COI は、被拘禁者が脱走した記録はないことを示している。十分な説明は提供されず、脱走したという主張は不自然かつ不合理であるように思われた。

申請者 B が行った陳述には多少の矛盾点があるものの、全体的に見て、証拠の核心部分には自然さと合理性がある。

典拠：英国・*XY (Iran) v SSHD* 事件判決（[2008] EWHC Civ 533）；同・*Y v SSHD* 事件判決（[2006] EWCA 1223）；ポーランド・SACP 判決（2011 年 8 月 31 日）File No. II OSK 1535/10；同・SACP 判決（2011 年 4 月 20 日）File No II OSK 902/10 and II OSK 903/10；チェ

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

コ共和国・CzRCP 判決（2004年8月19日）File No 4 Azs 152/2004；ニュージーランド・*Refugee Appeal No 1/92 Re SA*（1992年4月30日）。

A.3 一貫性 (coherence)

申請者が提出した証拠に一貫性がある場合は、一応信憑性が認められる見込みがより高い。

解説：申請者の個別的な事情及び背景（過去の虐待によるトラウマも含まれる場合がある）を考慮することを前提として、過去及び現在の事実に関する証拠は一貫性をもって提示されるものと期待される。一貫性を欠いた陳述は、それが信憑性を欠いているか、又は十分に「練られていない話」（poorly “learned account”）であることの反映である可能性がある。同様に、自然さと合理性の場合と同じく、証拠の一貫性は、国民的、民族的及び個人的観点から提示された申請者の背景に照らして評価されなければならない。また申請者に対しては、明らかに一貫性を欠くと思われる点について説明する機会が与えられなければならない。

典拠：EUQD 第4条(5)c。この基準は自然さと合理性の基準とともに検討されることが多いため、前掲「自然さと合理性」も参照。

A.4 武器対等の原則 (*audi alteram partem*)

相手側の意見が聴取されなければならない。申請者に不利となる可能性がある重要な証拠であって申請者に説明又は反論の機会が与えられていないものは、信憑性評価において考慮されるべきではない。

解説：すべての申請者に対し、矛盾又は問題のある重要な証拠であって、自己の主張の中核的要素を損なう可能性があるものについて、反論し、説明し又は酌量すべき事情を提示する合理的な機会が提供されなければならない。

例：面接の段階が終了した後、最終的な判断前の時点において、申請者の信憑性について複数の問題点を提起する COI が受領されたとする。適正な対応は、当該証拠を申請者に提供して釈明を求めるとともに、必要であれば面接又は不服申立ての審尋を再開することである。

典拠：ドイツ・GFAC 判決（2010年7月21日）10 C 41.09、3項以下；ハンガリー・BMC 決定（2010年9月30日）Decision No24.K.32 957/2009；同・*SWJ v OIN* 事件決定（2010年）Decision No 17.K.30.302/2010；同・*SWJ v OIN* 事件決定（2011年4月21日）（注：2011年4月以降、ブダペスト地方裁判所は庇護事件に関する専属的権限を有さなくなった。）；チェコ共和国・CzRCP 判決（2009年7月28日）File No 5 Azs 40/2008；同・CzRCP 判決（2004年12月21日）File No 6 Azs 235/2004；同・CzRCP 判決（2009年3月13日）File No 5 Azs 28/2008；同・CzRCP 判決（2003年10月28日）File No 48 Az 44/2005。

A.5 判断理由

裁判官・審判官は、申請者が自己の主張を裏付けるものとして提示した過去又は現在の事実を認定しないことについて、証拠に基づき、実質的、客観的かつ論理的な理由を示さなければならない。

例：申請者が提出した証拠の不採用又は採用に関する理由が判断で示されない場合、当該判断が瑕疵のあるものとなる可能性があることは自明である。

典拠：英国・*Karanakaran v SSHD* 事件判決 ([2000]EWCA Civ 11) ; 同・*Y v SSHD* 事件判決 ([2006] EWCA Civ 1688) ; 同・*Ilkhani v SSHD* 事件判決 ([2005]EWCA 1674) ; 同・*Traore v SSHD* 事件判決 ([2006]EWCA Civ 1444) ; ドイツ行政手続法第 108 条(1); ドイツ・GFAC 判決 (2008 年 11 月 17 日) 10 B 10.08、2 項以下; 同・GFAC 判決 (2010 年 6 月 29 日) 10C 10.09、20–22 項; 同・GFAC 判決 (2011 年 6 月 22 日) 10 B 12.11、2 項以下。

A.6 重要性 (materiality)

裁判官・審判官は、申請者の主張にとって重要となる基本的事実の中核に関わる部分について、信憑性に関する判断を下さなければならない。

解説：これは、国籍国に送還された場合に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖の根拠として申請者が提出する中核的証拠に関わる点である（すなわち、前掲第 2 部の論点 1 及び 2 に関する認定）。第一に、これは自明のように思われるかもしれないが、（特に糾問型の審理において）中核的事実に関する結論に至るためには、裁判官・審判官は、申請者に対する質問において、申請に関わる重要な事実に焦点が当てられるようにしなければならない点に注意しなければならない。いくつかの中核的事実（身元及び国籍等）はあらゆる事件にとって必要不可欠な事項である。ただし、現在又は過去に関する事実のうち周縁的なもの又はそれほど重要ではないものが認定されなかった場合、それがたとえ妥当な理由に基づくものであったとしても、申請者が提示した過去又は現在に関する重要な事実を認定しない実質的な根拠とはならない。証拠の中核的要素に該当しない出来事についての質問は、陳述の一般的整合性を検証する適正な根拠にはなる一方で、それが当該陳述の——周縁的又は付随的な要素ではなく——中心的要素を損なわない限り、中核的証言に信憑性が認められないという判断にはつながらない。

典拠：英国・*HH (Iraq) v SSHD* 事件判決 ([2006] EWCA Civ 1374) ; 同・*Ngrincuti v SSHD* 事件判決 ([2008] EWHC (Admin) 1952) ; ドイツ・GFAC 判決 (2003 年 5 月 9 日) 1 B 217.02。

A.7 憶測

裁判官・審判官は、申請者が提出した証拠の信憑性を認めない理由として主観的な憶測をしてはならない。そうすることは、根拠のない推測に依拠することになるためである。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

解説：このことは、裁判官・審判官又は他の審査官が、申請者以外の者に対してどのような潜在的な危険リスクが存在するかや、申請者以外の者が潜在的な危険に対してどのように対応すると考えられるかについて、憶測に基づく主観的な質問をする可能性がある場合に、特に当てはまる。母国における一般化されたリスク、又は申請者以外の母国にいる者に対する推測上のリスクではなく、申請者が置かれている特有の状況が評価の対象とされなければならない。

ただし、想定されるリスクの評価（前掲・主要な論点 2（リスク・ボックス）参照）を実施する際に、裁判官・審判官又は審査官が、将来生じる可能性がある事態についてあらゆる証拠に基づく推論を行うことは正当である。申請者の入国以降、出身国で根本的かつ恒久的な変化が生じたことにより、過去の恐怖がもはや維持できなくなっている場合も、信頼できる COI に基づいてそのような推論を行えることがあるのは当然である。

例：出身国の状況について詳しく知ることができないまま、裁判官・審判官が、実質的でない証拠又は個人的感情に基づき、そのような行為が行われるとは信じられないという理由で証拠の信憑性を否定する。

典拠：英国・*Ilkhani v SSHD* 事件判決（[2005]EWCA 1674）；ドイツ・GFAC 判決（1985 年 4 月 16 日）9C 109.84、16 項；チェコ共和国・CzRCP 判決（2009 年 3 月 13 日）File No 5 Azs 28/2009。

A.8 客観的手法

難民申請及び補完的保護申請におけるすべての信憑性評価は、総合的に考慮された客観的な手法によって実施されなければならない。

解説：これは、前掲第 1 部でより詳しく検討した理念又は観点の問題に関わってくる。したがって、全体的に考慮する場合、判断及び判断理由には、不信又は安易に認める文化のどちらも反映されるべきではない。裁判官・審判官又は審査官が、適切な質問を行わず、かつ客観的な証拠及び COI を参照することもないまま、証拠を十分に検討せずに短絡的に不認定とすることも安易に認めることも、信憑性評価における誤りにつながることが多い。総合的な考慮という手法には、申請者の学歴、社会的地位、ジェンダー、年齢及び健康状態といった背景について、認定し得る事情考慮することも含まれる。

例：難民申請及び補完的保護申請では、対審的（*inter partes*）な民事訴訟とは対照的に、申請者の信憑性の根拠となる事俚由を直接裏付ける証拠は、例外的にしか存在しないことになる。COI の証拠を参照する場合にこの限りではないことがあり得るが、このような証拠は必然的に、より一般的な性質のものとなるのが通例である。したがって、このような証拠は、個人的経験に関する申請者の陳述を裏付けることもあれば、その信憑性を弱めることもある。しかし庇護事件を審理する裁判官・審判官には、通常の民事訴訟における信憑性評価ではしばしば決定的なものとなる、過去の事実に関する相手方の主張を評価したり対照したりする機会がない。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

典拠：QD 第4条(5)(c)；英国・JK(DRC) v SSHD 事件判決 ([2007]EWCA Civ 831)；チェコ共和国・CzRCP 判決 (2008年3月20日) File No 47 AZ 28/2008；ニュージーランド・*Refugee Appeal No 70074/96* (1996年9月17日)。

A.9 細部への過度の又は不合理なこだわり

細部への過度の又は不合理なこだわりは、時として、重要な論点に関する事実認定の誤りにつながる場合がある。申請者が、日時、出来事、氏名、官吏又は組織に関する詳細な知識や正確な記憶を証拠として提示できることを常に期待できるわけではない。

解説：ほとんどの場合、申請者は自己に関する背景（特に自己の主張にとって重要な出来事）の詳細を一貫して説明できるはずだが、状況によってはこれが当てはまらない場合もあり得る。

例：証拠が何年も前に起きた出来事に関するものである場合、迫害を受けるおそれを生じさせた出来事において申請者が果たした役割は小さなものでしかない場合、年齢、ジェンダー又はその他の脆弱性が関連する場合がある。脚色及び誇張も信憑性評価に関連してくる場合があるが、状況によっては関連性を有しないこともあり得る。これらは全体的な観点から評価されなければならない要素である。

典拠：チェコ共和国・CzRCP (2009年7月28日) File No 5 Azs 40/2009。

A.10 関連する主張を裏付ける文書（ハードコピー又はウェブで取得されたもの）

あらゆる関連する文書（後掲 A.14 で述べる COI は含まない）の信憑性の判断は、申請者の口頭又は書面による陳述と同様に行われなければならない。

解説：裁判官・審判官は、全ての証拠の一部を構成するものとして文書を総合的に検討した後、当該文書が信用できるものか否かを検討すべきである。したがって、いかなる文書も、申請者の他の主張と無関係に考慮されるべきではない。ただし、主張を裏付けるものとして提出された関連する文書を、審査官が明確な理由を示すこともなく全く重視しないことは、適切ではなく容認することはできない。主張の裏付けとなる文書は、そのような文書の偽造が容易である又は申請者が原本を提出できないといった理由だけで排斥されるべきではない。

典拠：EUQD 第4.2条及び第4.3条(b)；*Singh and others v Belgium* 事件 ECtHR 判決 (2012年10月2日、Appl No33210/11)；英国・*Tanveer Ahmed* 事件決定 ([2002] ImmAR 318)；チェコ共和国・CzRCP 判決 (2008年4月1日) File No 9 Azs 15/2008。

A.11 主張の遅れ

ある主張の提出が遅れたことをもって、申請全体が信憑性を欠くという推測をすべきではない。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

解説：申請者に対し、主張の遅れについて十分な理由を示すことが期待されるのは当然であり、それができないことは信憑性を欠くと判断の一因となる場合がある。ただし、場合により性暴力と関連していることもある羞恥心や、事実を明らかにすることによる「負担」（文化的背景による負担／より広く家族や間接的に個人に関わる負担）から、状況によっては事実を明らかにすることを避ける場合があることが認識されるべきである。

例：強姦されたことを夫に知られたら子どもたちを失う可能性があるため、強姦された証拠の提出を著しくためらうコソボ人女性の場合、当該証拠の提出が遅れることがあり得る。

典拠：EUQD 第 4 条(5)(d) (EUAPD 第 8.1 条と対照のこと) ; *Jabari v Turkey* 事件 ECtHR 判決 (2009 年 7 月 11 日) *Appl No40035/98 (Limited to Turkey)*; 英国・*Q v SSHD* 事件判決 ([2006]EWCA Civ 351) ; 同・*Shah v SSHD* 事件判決 ([2006]EWCA Civ 674) ; ドイツ・GFAC 判決 (2011 年 10 月 19 日) 1B 24.01、6 項 ; 同・GFAC 判決 (2000 年 3 月 27 日) 9B 518.99、21 項 ; チェコ共和国・CzRCP 判決 (2012 年 3 月 6 日) File No3 Azs 6/2011 ; ニュージーランド・*Refugee Appeal No 2254/94* (1994 年 9 月 21 日) 。

A.12 過去の迫害

裁判官・審判官は、過去の迫害又は重大な虐待の証拠について具体的認定を行わなければならない。

解説：このような認定を行うことは重要である（前掲第 2 部・第 2 段階）。過去の迫害が認定されれば、申請者に関する個別的事情が真実であり、したがって、送還されれば迫害を受け又は重大な危害を被るおそれがあることを示す重大な事情となる。

典拠：EUQD 第 4 条(4) ; ドイツ・GFAC 判決 (2010 年 4 月 27 日) 10C 5.09、23 項 ; 同・GFAC 判決 (2010 年 4 月 27 日) 10 C 4.09、31 項（この判決については以下に英訳がある——http://www.bverwg.bund.de/enid/6116b3c12d03e766a9e86e379ec57539,0/Decisions_in_Asylum_and_Immigration_Law/BVerwG_ss_C_4_9_nh.html） ; チェコ共和国・CzRC 判決 (2008 年 3 月 26 日) No 2 Azs 73/2006 ; ニュージーランド・*Refugee Appeal No 70366* (1997 年 9 月 22 日)（注・この判断では、過去の迫害に関する比較判例法的手法に関する非常に有益な議論が展開されている）。

A.13 過去の迫害の不存在

裁判官・審判官は、過去の迫害に関する証拠が提出されず、又はその提出が遅れたという理由で、申請者が提示した過去及び現在に関するすべての事実の信憑性を否定するべきではない。

解説：前掲 A.12 と同様。

典拠：ニュージーランド・*Refugee Appeal No 300/92* (1994 年 3 月 1 日) 。

A.14 COIの利用

裁判官・審判官は、過去及び現在の事実に関する申請者の主張の内的整合性及び外的整合性を検討するに当たって必要不可欠な作業として、信頼性のある COI を参照しなければならない。（のみならず、裁判官・審判官は、COI の入手及び利用を信憑性評価に関する「負担の共有」(shared burden) の手法の一部と捉えるべきである。）

解説： UNHCR及びIARLJが作成しているようなCOI指針（資料 3.2）を参照することは、COIの正しい利用に役立つはずである。また、EASOが、モデル化された手法にしたがって作成されたCOIの発行を開始するようになっており、これを参照することも有益となること²⁸にも留意しておくことが求められる。重要な事実を裏付ける客観的COIが存在しないからといって、必ずしも、ある事件が起きなかった又はある事実を認定できないということになるわけではない。このことは特に、子ども、ジェンダー及びLGBTIに関する主張が行われる事件について当てはまる。これらの事件の審査においては、裁判官・審判官による一層の注意が必要である（さらに詳しくはC1・弱い立場にある申請者に関する指針を参照）。ただし裁判官・審判官は、状況により、一部の決して誠実ではない申請者が、自己の主張に「役立つ」と考えられる関連するCOIに一致するよう「主張を合わせる」可能性があることにも留意しておくことが求められる。

一部の国では、裁判所は、外務省が作成する入手の可能な最新の国別報告書を必ず利用するよう義務づけられている。この要件が満たされない場合は手続的瑕疵があったものとされ、判決が覆されるのが通例である。

典拠： EUQD 第 4 条(1)；ドイツ・GFAC 判決（2007 年 12 月 17 日）10B 92.07；英国・*A v SSHD* 事件判決（[2006]EWCA Civ 973 (Neuberger LJ)）；同・*Horvarth v SSHD* 事件判決（[1997] INLR 7）；同・*Ire: Camara v MOJ* 事件判決（[2000]IEHC 1247）；同・*Atanasov v Refugee Appeals Tribunal* 事件判決（[2006]IESC 53）；同・*Z v Minister for Justice, Equality and Law Reform* 事件判決（[2002] IESC 14）；スペイン・SC Appeal No 7130/2000（2004 年）；オランダ・枢密院 AJDCS 判決（2005 年）case no. 2004-07775/1；ベルギー・常設不服申立委員会決定（2006 年）case no. 04-3388/F1755(2006)；スロベニア・Admin Ct U 696/2006；ハンガリー・6K/31468/2005/8；スロバキア・2 Saz/1/2006；リトアニア・A6-626-03 and 11112-12-04；チェコ共和国・RC 判決（2011 年 11 月 3 日）File No 2 AZs 28/2011；ニュージーランド・*Refugee Appeal No 72668/01*（[2002]NZAR 649）。

A.15 専門家の証言

審査官は、「専門家」の証言に留意し、このような証言を適正に、かつ総合的に重視しなければならない。

²⁸ 例えばアフガニスタンについて作成されたCOI（2012年7月）。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

解説：「専門家」とは、特別な知識を有する広範な人々を包含する用語である。時として、このような者が実際、法的に認められた意味での「専門家」なのか否かという問題が生じる場合がある。しかし、専門性が認められれば、当該証人は証拠として意見 (opinion evidence) を提出する資格を有する。

「専門家の証言」には、医師、精神科医及び心理学者としての資格並びに COI に基づくものが含まれる。このような証拠はいずれも、信憑性に関する判断を決定的に左右するものとなり得る。申請者の主張に不利益となる専門家の証言は、常に申請者に開示し、その説明及び／又は反論を求めなければならない。必要かつ適切であれば、裁判官・審判官は、特に自分が医学又は精神医学の専門家ではないことを自覚しつつ、総合的かつ合理的な評価を行った後、当該専門家の証言が適正に「尊重」 (deference) され又は理解されるようにしなければならない。専門家の証言の利用に際して役立つ資料としては、COI 及び専門家による医学的証拠に関する IARLJ の出版物 (資料 3.1 及び 3.2 参照) が有用である。

裁判官・審判官及び審査官は、このような専門家による証拠を検討した後、自ら信憑性に関する結論を下さなければならない。信憑性の問題に関するすべての専門家による証拠を利用する義務があるわけではないが、そのような証拠を採用しない理由は常に明らかにすべきである。裁判所が、申請者やその経歴の信憑性を判断するために専門家は必要ないという結論に至った場合、原則として法的な誤りとはならない。

典拠： *Bensaid v UK* 事件 ECtHR 判決 (2001 年 2 月 6 日) Appln No 44599/98 ; 英国・ *HK v SSHD* 事件判決 ([2006]EWCA Civ 1037) ; 同・ *AK (Afghanistan) v SSHD* 事件判決 ([2007]EWCA Civ 535) ; ドイツ・GFAC 判決 (2003 年 9 月 17 日) 1 B 471.0 ; 同・GFAC 判決 (2007 年 9 月 11 日) 10C 8.07, 13–17 項 ; ポーランド・SACP 判決 (2011 年 4 月 20 日) File No II 902/10 ; ハンガリー・SWJ v OIN 事件決定 (2010 年 9 月 30 日) BMC Decision No24.K.32 957/2009 ; UNHCR ハンドブック (2011 年) 207 項及び 208 項。

A.16 従前の申請の際に行われた認定

裁判官・審判官が同一の申請者による 2 回目以降の申請について判断する際には、信憑性が肯定されたか否定されたかに関わらず、従前の申請の際に行われた認定が考慮されなければならない。

例：EUQD 及び EUAPD (並びに多くの EU 加盟国の国内法) は、従前の申請の際に行われた信憑性に関する否定的な認定について、その後の審査官はこれを採用することができる (若しくは採用しなければならない) 旨、又は、のみならず、その後の審査官は従前の認定に拘束される旨、定めている。後発的事情による申請 (*sur place claims*) 及び「不誠実な」申請 (“bad faith” claims) (申請者が「出身国を離れた後に自ら事情を作出した」もの) については、EUQD 第 5 条 (及び特に第 5 条(3)) の規定に注意するべきである。

典拠： EUQD 第 5 条 ; ポーランド・SACP 判決 (2012 年 5 月 9 日) File No 1344/11。

A.17 補強証拠

難民審査及び補完的保護審査に特有の性質から、申請者の陳述の補強証拠に関する特別な要件は設けられていない。

解説：申請者が提出した過去及び現在の事実に関する証拠を全体として疑う理由がない場合、補強証拠がない陳述であっても、裏付けとなる証拠なしに事実として認定することが可能である。ただし、裁判官・審判官及び審査官が、一部の事実については認定できるが他の事実については何らかの補強証拠が必要であると考えること（申請者による関連する文書又はその他の補強証拠の提出に特段の問題はないと思われる場合）もあり得る。ここでは、ウェブ上の COI が直ちに入手できるようになっていることから、補強証拠が容易に、又は最終的な判断の直前までに提出されることにも留意しておかなければならない。ここでも、このような資料の利用における公正性及び「武器の対等」を確保するために注意が払われなければならない。

典拠：英国・*Traore v SSHD* 事件判決 ([2006] EWCA Civ 1444) ; ドイツ・GFAC 判決 (1985年4月16日) 9C – 109.84, 16 項 ; UNHCR ハンドブック、203 項 ; ニュージーランド・*Refugee Appeal No 75962[2007]NZAR 307*。

A.18 部分的に信憑性が認められる申請者

過去又は現在の事実に関する一部の証拠（重要な証拠であれ周辺の証拠であれ）が排斥されるからといって、必ずしも、申請者が提出した証拠がすべて排斥されることにはならない。

解説：「リスク評価／十分に理由のある恐怖評価」で用いられた、申請者に関する認められた個別的事実は、申請者が提示した、過去及び現在に関する認められた事実から構成されているはずである。判断においては、一部について信憑性が認められるからといって陳述が全体として認められるわけではない理由、又は陳述が全体として認められる場合でも一部については信憑性が否定される理由を説明することが重要となる。重要な証拠については詳細な理由の説明が不可欠であり、そこでは、当該証拠の各部分がどのように適切に考慮されたかについて理由を提示し、かつ評価を行わなければならない。認定されない事実が周辺のなものであればあるほど、申請者が提出した証拠全体を一括して排斥することの正当化は困難になる。

典拠：英国・*Karanakaran v SSHD* 事件判決 ([2000] EWCA 11) ; チェコ共和国・RC 判決 (2011年5月18日) File No 5 Azs 6/2011-49。

A.19 類似の申請の取扱い

国籍を同じくする他の者から提出された類似の申請における事実認定において、信憑性が認められ又は否定された証拠があるからといって、当該申請者が提出した証拠についても信憑性が認められ又は否定されることにはならない。個別の評価が必要である。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

典拠：QD 第 4 条(3)；チェコ共和国・RC 判決（2008 年 2 月 6 日）File No 1 Azs 105/2006-59；ニュージーランド・*Refugee Appeal No 71066/98*（1999 年 9 月 16 日）pp 10-11。

A.20 実質的に異なる申請の取扱い

ある申請者から提出された証拠が、国籍を同じくする者から提出された他の申請で提示されている証拠と実質的に異なるからといって、当該申請者の事実に関する主張に信憑性が認められないことにはならない。

典拠：EUQD 第 4 条(3)。

A.21 集団単位の迫害

A.19 及び A.20 にかかわらず、一定の状況においては、申請者（第 2 部の第 2 段階で認められた個別的事実が確立されている者）が、ある集団の他の構成員と共通の特質を有しているという理由のみでその主張が認められることもあり得る。

解説：有効な COI を根拠として、申請者の国籍、性別、年齢、民族的若しくは宗教的アイデンティティ、又は時としてこれらの事由が複合的に存在することを理由に、裁判官・審判官又は審査官がそれ以上に事実を認定することなく、集団全体が難民として認定されることもあり得る。

典拠：ドイツ・GFAC 判決（2009 年 4 月 21 日付）10 C 11.08（イラク関連）；チェコ共和国・RC 判決（2008 年 9 月 30 日）File No 5 Azs 105/2008-70。

A.22 従前の虚偽、矛盾又は齟齬の自認の取扱い

従前の虚偽又は齟齬を率直に自認し、それに関する説明が行われた場合、当該虚偽又は齟齬が信憑性にどのような影響を及ぼすかについては非常に慎重に検討されなければならない。

解説：このような証拠は、特に難民審査及び補完的保護審査の性質並びに該当する場合には関連の医学的／精神医学的な証拠を考慮に入れる場合、信憑性評価において肯定的又は否定的な結論を出す際に資する場合がある。

A.23 「起きた可能性がある」

申請者が述べた一つ又は複数の事実について「起きた可能性がある」（*may have happened*）と認定するのは法的に誤りである。

解説：ある種の出来事が申請者（その家族、同僚などの支援者等）に「起きた可能性がある」と述べるだけでは、裁判官・審判官又は審査官の意味するところが、主張は正しい可能性があるとい

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

うことに過ぎないのか、又は可能性という観点からして非常に確たるものがあるということなのか、十分に明らかでない。審査官によるこのような結論は曖昧に過ぎる。審査官の職務は、申請者が提出した証拠に基づき、過去及び現在に関して認められる事実及び認められない事実を明らかにすることである。認められた事実（認定された事実）は申請者に関する個別的事情を構成し、これが、その後実施されるリスク評価／十分に理由のある恐怖評価の一環として用いられることになる。そのため、提出された証拠／主張を認定も排斥もせず、「起きた可能性がある」という曖昧な結論を下すことは、判断理由の説明の手續における法的な誤りとして扱われなければならない。

典拠：EUQD 第4条(3)(a)-(d)；ドイツ・ドイツ行政裁判手続法第108条。

A.24 態度

信憑性を認めない根拠として、申請者の態度や及び申請者による証拠の提出の方法といった事情を用いるに当たっては、常に極めて慎重にされなければならない。

解説：ここでの基本的な原則は、信憑性評価の根拠として申請者の態度を用いることはまさにあらゆる状況において避けられるべきであるということである。態度を否定的要素の一つとして用いる場合には、裁判官・審判官は、関連する申請者の能力、民族、ジェンダー及び年齢の諸要素を考慮しながら、申請者の態度や提示の方法がなぜ又はどのように信憑性評価に影響したのかについて、十分な理由を示さなければならない。加えて、申請者の態度等は、関連する文化についての証拠に基づく理解を背景として、かつ、文化は考えられる行動を集約したにすぎないものであっていかなる個人も必ずそのような行動をするわけではないことを認識した上でのみ、用いられるべきである。ただし、現実には、態度は口頭での審理において常に何らかの影響を持ち得ることも認識しておかなければならない。（ほとんどの法域で行われているように）「口頭での審理」を行う主要な理由の一つは、裁判官・審判官が申請者と「対面して直接に聴取する」（see and hear）ことができるようにするためであり、また証人及び申請者が裁判官・審判官と対面して直接に聴取したり述べたりできるようにするためなのである。

例：多くの文化では、目を合わせないことは敬意の表れとされる。西欧の文化では、目を合わせないことは羞恥心の表れである。しかし、羞恥心と闘おうとしている西欧の文化の出身者が、迫害者に対する抵抗を示すためにあえて目を合わせようとすることもあるかもしれない。

典拠：英国・*DP (Israel) v SSHD* 事件判決（[2006] EWCA Civ 1375）；W. Kälin “Troubled Communication: Cross-Cultural Misunderstandings in the Asylum Hearing” (1986) 20(2) *International Migration Review* 230-241（古いが今もなお参照し得る論文である）。

A.25 COIに示されているリスク回避のための行動の修正

解説：送還時に申請者が迫害を受ける現実的なおそれは申請者の行動を修正することによって回避できるという結論を下すことは、法的な誤りとなり得る。申請者の過去及び現在の行動、並びに、申請者が現在抱えている確信の程度について十分な認定を行うことが、裁判官・審判官にと

って極めて重要である。（中核的な人権の行使にとって基本的に重要性を有する）将来の行動の形態を最もよく示し事情は、（裁判官・審判官が認定した）過去及び現在の行動に見出されるのであるから、適正かつ十分な理由のある認定を行うとともに、申請者に関する認められた個別的事情の一環としてこれを述べなければならない。

このことは、これらの認定の結果が次に送還時のリスク評価の一環として用いられる場合に、とりわけ当てはまる。送還時のリスク評価には、申請者が将来どのような行動をとるかに関する推測が必然的に含まなければならない（当該行動に中核的な人権の行使又はその抑制が伴う可能性がある場合にはなおさらである）。

これは、信憑性評価の最も困難な分野かもしれない。このような状況は、一定の宗教的、性的又は政治的な信念又は活動が禁止され、かつ／又は社会的に又はその他の形式で強く反対され又は処罰されている場合に生じるのが一般的である。申請者が、保護される中核的な人権の存在及び／又は表明にとって根本的な方法による行動を抑制することによって自国で迫害を受けるおそれを回避できると判断できるか否かは、長年にわたり議論の対象になってきた。最近では、申請者が出身国に送還された際にどのように行動する見込みであるかが基本的な論点であるという認識が広まりつつある。CJEUは、*Germany v Y and Z*事件で言い渡した重要な判決（事実関係については後掲の例を参照）において、「申請者が、自己を迫害のおそれにさらすであろう……行為に従事すると……考えるのが合理的である可能性がある」場合は、このような考慮は送還時のリスクに関する評価において関連性を有しないと判示した。

これは宗教の自由に関する権利の行使に関する事件であったが、この原則はおそらくより幅広く適用できるものであり、政治的権利に関する権利、及び、特定の社会的集団の構成員であることから生ずる固有の特徴の表出に関する事件にも（以下に引用する事件で英国最高裁が判示したように）適用される可能性がある。

例：Y 及び Z はパキスタンの国民であり、イスラム改革派運動「ムスリム・アフマディーヤ教団」の団員である。パキスタン刑法第 298 条 C は、アフマディーヤ教団の団員が、自己をイスラム教徒であると主張し、自己の信仰をイスラム教であると説明し、自己の信仰を伝道し若しくは宣伝し、又は他の者に当該信仰を受け入れるよう勧誘した時は、3 年以下の自由刑又は罰金に処される可能性があるとして定めている。さらに、刑法第 295 条 C に基づき、預言者ムハンマドの名を汚した者は死刑又は終身刑及び罰金によって処罰される可能性がある。不服申立てを審理した出入国管理事件を担当する裁判官・審判官による判断理由では、Y が、出身村で住民の集団から殴られ、かつ地域の礼拝場所で石を投げられたことが数度に渡ってある旨、認定された。住民は同人を殺すとも脅迫し、また同人が預言者ムハンマドを侮辱したとして警察に通報していた。Z についても、その宗教的信条の結果として不当な取扱いを受け、かつ収監されていたことが認定されている。申請者が宗教的表現の自由に関する中核的な人権を行使することに関わるこれらの重要な事実認定に基づき、裁判所は、リスク評価において、Y 及び Z がパキスタンに送還された際にいずれも宗教的实践を継続し、そのため迫害を受ける現実的なおそれにさらされるであろうという結論を有効に下すことができた。

典拠：ドイツ・*Germany v Y and Z*事件決定（2012年9月5日）CJEU、C-71/11 and C-99/11。
この決定は、信憑性評価において「申請者の個別的事情」を立証する本質的な必要性（「信用性ボックス」）、及び、このような認定がその後のリスク評価において有する意義（「リスク・ボックス」）を浮き彫りにしている。*Germany v Y and Z*事件では次の通り判示された。

1. 2004年4月29日の理事会指令2004/83/EC（第三国国民又は無国籍者の、難民又は他の方法による国際保護を必要とする者としての認定及び地位並びに与えられる保護の内容についての最低基準）第9条(1)(a)は、欧州連合基本権憲章第10条(1)を侵害する、宗教の自由に対する権利へのあらゆる干渉が、同指令の当該規定にいう「迫害行為」を構成し得るわけではないことを意味するものとして解釈されなければならない。
 - 当該自由の外的表出に対する干渉の結果として迫害行為が生じる可能性はある。
 - 欧州連合基本権憲章第10条(1)を侵害する、宗教の自由に対する権利への干渉が「迫害行為」に相当する可能性があるか否かを判断するにあたり、関係当局は、当該人物が出身国でこの自由を行使した結果、特に、指令2004/83第6条に掲げられている主体のいずれかにより迫害され又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受ける真の危険性が生ずるか否かを、当該人物の個別的事情に照らして確認しなければならない。
2. 指令2004/83第2条(c)は、関係当局が、申請者の個別的事情に照らし、出身国に送還された申請者が迫害を受ける現実的なおそれに自己をさらすことになる宗教的実践を行うであろうと考えるのが合理的であると思料する場合、迫害を受けるおそれがあるという申請者の恐怖には十分な理由があることを意味するものとして解釈されなければならない。難民申請を個別に審査するにあたり、関係当局が、申請者に対してこれらの宗教的実践を控えることを期待するのは妥当ではない。

英国の裁判所で扱われた最近の2つの事件も、過去及び現在の行動並びに中核的な人権の表出に至る「確信」について十分な認定を行う本質的な必要性があることを示す好例である。2つの事件とは、*HJ (Iran) and HT (Cameroon) v SSHD*事件判決（[2010] UKSC 31、特定の社会的集団——同性愛者——の構成員であることに関するもの）と、これをさらに敷衍した*RT (Zimbabwe) and Others v SSHD*事件判決（[2012] UKSC 38、政治的意見に関するもの）及び特にホープ卿（Lord Hope）の意見（18-20項）を指す²⁹。

²⁹ 裁判所によって5つの主要な理由が示されたというフォーダム勅撰弁護士（Mr Fordham QC）の分析を参照。第1に、イラン及びカメルーンにおいて同性愛者であることを隠さずに生活している人々の取扱いは迫害に相当する（40-42項）。第2に、性的指向は、「特定の社会的集団」の構成員であるというカテゴリーに含まれる保護の対象となる特性である（42項）。第3に、難民条約の根本原理は、「人々は、自分が例えば黒人であり、どこかの元独裁者の子孫であり、又はゲイであるという理由で、[難民と認定されるのに] 必要な強度又は期間の危害をこうむるのではないかなどと恐怖することなく、自由に暮らせるべきである」というところにある（53項）。52項、65項、67項及び78項も参照。第4に、迫害を避けるために行動の修正（同性愛的関係を持つにあたって「慎重に」振舞う）が必要であることは、この根本原理に逆行する。これは、保護の対象である特性との関係で、社会においてありのままに、自由にかつ堂々と生活するという、難民条約の基本的な根本原理である人間の権利を放棄することである（ロジャー卿（Lord Rodger）の意見（75-76項）、ホープ卿の意見（11項）及びジョン・ダイソン卿最高裁判事（Sir John Dyson SJC）の意見（110項）参照）。第5に、このような行動の修正は、「堂々と暮らすことの危険性を理由とする」迫害への恐怖に対する対応である（40項）。個人が「社会的圧力」のために「慎重に」生活する場合（61項）と、ゲイであることを理由とする迫害を回避するために「慎重に」行動する状況（62

(B) 手続上の基準

手続に関する一般的指針

瑕疵のある又は不適切な手続により、自己の主張及び裏付けとなる証拠を提出する公正かつ合理的な機会が申請者に与えられなかった場合、信憑性評価は根本的に誤りのあるものとなる可能性がある。

例：EUAPD には、第 1 次判断の段階で手続的な公正を確保するための詳細な規定が掲げられている。不服申立て又は司法審査の段階については EUAPD 第 39 条で諸要件が定められているが、本論文の他の箇所からもうかがえる通り、「効果的な救済」を与えるという要件を満たすためには、公正な処分のための多くの関連する理念を遵守することも必要となる。

手続的な公正に関する要件を遵守しないことは信憑性評価における法的な誤りにつながり得るが、これに関連する基準には以下のものも含まれる。

B.1 通訳

合理的に可能である限り、申請者は、適格であって偏見のない通訳にアクセスできなければならない。効果的なコミュニケーションを行うことができる環境が提供されなければならない。

これは、第 1 次判断に対する不服申立てにおいて不服が申し立てられることが多い主要かつ困難な分野（a major and vexed area of complaint on appeal from primary decision-makers）である。申請者又はその代理人から通訳に関する懸念が表明されない場合でも細心の注意を払わなければならない。裁判官・審判官は、合理的に可能である限り、（特にジェンダー、改宗及びジェンダー又は血讐に関連する暴力が関わる申請では）申請者が適格であって偏見のない通訳にアクセスできるこ

項）とは異なる。難民として保護を受ける資格が認められるのは後者の場合のみだが、その際には当然、申請者が同性愛者として堂々と生活すれば迫害を受けるであろうことが前提となる。

裁判所は、その判決理由において、国務大臣を代理して提出された 3 つの主張を退けた。第 1 の主張は、難民は、迫害を回避するために「慎重に」生活すること自体が「迫害」であることを明らかにできなければならないというものである。第 2 の主張は、このような状況下で「慎重に」生活することは「国内移動」（internal relocation）に類似していると考えるのが適当であるから、国内移動との関連で適用される「不当に過酷」（unduly harsh）であるかどうかという基準をここでも適用すべきであるというものである（ホープ卿の意見（20 項及び 21 項）参照）。第 3 の主張は、問題は、「慎重に」生活することが当該庇護希望者にとって「合理的に耐えられる」ものであるか否かであるというものである。これは *HJ (IRAN)* 事件で控訴院が明らかにした基準であった。

ロジャー卿は、結論を導き出すにあたり（69 項）、*Appellant S395/2002 v Minister of Immigration* 事件（(2003) 216 CLR 473）におけるオーストラリア高等裁判所の多数意見の判決理由に倣っている。72 項では、ニュージーランド、特に *Refugee Appeal No 74665/03* ([2005] INLR 68) で採用されたアプローチにも言及している。同事件の決定 124 項で、ニュージーランド難民認定不服審査局は、同局自身のアプローチと *Appellant S395/2002* 事件判決の多数意見で表明されたアプローチは同じ論旨、「すなわち、基本的人権の一つを放棄することによって迫害を回避するよう申請者に対して要求することをもって難民としての地位を否定することはできない」という点に集約されるとした。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

とを確保すべきである。もっとも、ほとんどの場合、再審査の対象となる法的な誤りがあると認められるのは、通訳の不適格又は偏見が確認される場合に限られよう。

例：状況によっては、申請者が希少な言語又は方言を話すため、能力のある通訳が容易に見つからないこともあり得る。このような場合、制約があることを認識した上で、公正かつ実務的なアプローチが採用されるべきである。例えば、二重通訳又は電話通訳を用いた手続が必要となる場合もあろう。ただし、意味をなすコミュニケーションを行うのに十分な環境が提供されなければならない。

典拠：EUQD 第 22 条；EUAPD 第 10 条及び第 13 条(3)(b)（この規定は、不服申立て／再審査にはなおさら適用される）；チェコ共和国・CC 判決（2005 年 8 月 8 日）File No II. US 186/05（EU 憲章第 36 条に言及）；ポーランド・SACP 判決（2008 年 10 月 30 日）File No II OSK 1097/07。

B.2 法的な代理

裁判官・審判官は、法律扶助／法的な代理が一部の加盟国では利用できず、かつ／又は地位の認定若しくは司法審査のすべての段階で利用できるわけではないことを認識し、申請者が、法律扶助を得られるか否かにかかわらず、適格のある法的な代理人又は他の適切な代理人にアクセスできることを（可能な場合には常に）確保すべきである。

解説：自己の主張を提出する責任は申請者にあるものの、審査官が負担を分担することを認識し、代理人のいない不服申立人に対しては最高の水準の公正性が保障されなければならない。このことは、後述する弱い立場に置かれた申請者の場合にはとりわけ重要である。

例：第 1 次審査の段階では、国の資金により法的な代理人を選任される固有の権利はない（EU 憲章第 47 条及び EUAPD 第 15 条参照）。当事者に代理人がいなかったために、公正かつ客観的な個別の証拠評価を行う裁判官・審判官の職務に影響が生じることがあってはならない。

これが事実上不可能な状況にあっては、裁判官・審判官は、公正かつ実務的な面接及び評価が行われることを確保するため、より積極的に関与する役割を果たすべきである。これは、客観的な COI に依拠することによってしばしば可能となるほか、証拠を提出する申請者の友人、親族及び支援者に依拠することも考えられる。

典拠：EU 憲章第 47 条；EUAPD 第 15 条；QD 第 4 条(1)-(5)、第 20 条(1)-(3)QD；英国・*JK(DRC) v SSHD* 事件判決（[2007]EWCA Civ831、代理人の資格について）；チェコ共和国・RC 判決（2008 年 12 月 11 日）File No 9 Azs 64/2008-67；UNHCR ハンドブック（2011 年）196 項。

B.3 期間制限の効果

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

証拠の矛盾に関する釈明、又は事情若しくは COI の変化に関する新たな証拠の提出について申請者に不合理な期間制限を課すことは、基本的な公正の原則に違反する可能性があり、そのため全体の認定／評価が法的に維持し得ないものになってしまう可能性がある。

典拠： *IM v France* 事件（2012 年）ECtHR 判決（Appl No9152/09-ECHR 043）； *Jabari v Turkey* 事件（2000 年）ECtHR 判決（Appl No 40035/98(2000)）。

B.4 面接のための施設

適切な（reasonable）面接のため環境を提供しないことは、状況によっては、基本的な公正及び秘密保持の原則の違反として法的な誤りに相当する可能性がある。ただし、非常に劣悪な施設又は環境であったとしても（例えば、刑務所内で行う必要がある場合）、なお公正な審理が行われ得る場合もある。

例：政府、審判所、裁判官・審判官又は個々の審査官が、合理的に可能である場合に、申請者の面接及び／又は不服申立ての審理を行うことができる有用な物理的環境及び／又は施設（子ども及び弱い立場に置かれた申請者のための特別の施設、並びに、可能な場合には申請者の要望に応じた性別の裁判官・審判官及び／又は通訳を含む）を提供しない場合。

典拠：EUQD 第 4 条及び第 13 条。

B.5 偏見、不適格及び利益相反

手続的及び実体的な問題には、「正義は目に見える形でなされなければならない」という法格言の適用に関わってくるものがある。これらの問題が信憑性や他のあらゆる問題において生じ得る場合には、一見して法的に誤っているとされる可能性がある。

解説：このような問題は、各国の行政法及び／又は裁判例に掲げられた諸原則の違反となるので、十分な運用がなされている制度では生じないはずである。

典拠：チェコ共和国・RC 判決（2006 年 7 月 26 日）File No 3 Azs 35/2006。

(C) 弱い立場に置かれた申請者の取扱い

弱い立場に置かれた申請者に関する一般的指針

概要

ここでは望ましい裁判実務の一般的基準を一つ示すだけに留め、一般的に知られているすべての種類の弱い立場又は配慮を要する状態について個別の基準を列挙することはしない。これは、その

ような基準を網羅的に列挙することは不可能であるのみならず、個々の申請者が置かれた弱い立場は重複し合う多数の原因によるものであることが多いためでもある。申請者が提出した証拠の評価に際しては、申請者の身体的及び心理的に困難な状況が全体として考慮されなければならない。

対審構造をとる法域では、脆弱性、並びに、それが証拠の提出の方法、証拠の性質及び一貫性に及ぼす影響を認識する必要があることから、信憑性評価においても裁判官・審判官が一層「介入主義的」（すなわち負担の分担）なアプローチをとることが、最上級裁判所によって認められ、又は奨励さえされていることが多い。ただし、このようなアプローチを用いるのであれば、代理人及び／又は申請者がそれを知ってその協力を得た上で、慎重に用いなければならない。

弱い立場に置かれた又は配慮を要する状態にある者は、ある情報や選択肢がどのように示されるかによる影響をより容易に受けやすく、そのため「わかりません」と言うのではなく推測に基づいて答えようとする傾向がある。明らかに矛盾があると思われる回答は、質問を理解していないか、実際には（心理的問題又は通常の記憶の減退のいずれによるかにかかわらず）当該出来事についての記憶が阻害されていても回答したいと考えていることの表れである場合がある。

知識に隔たりがあること自体は、信憑性を損なうことにはならない場合がある。多くの文化では、政治的、宗教的、軍事的又は社会的問題についての詳細が、男性により、女性、子ども又は弱い立場に置かれた他の者に明かされないことがあるためである。

弱い立場に置かれた又は配慮を要する状態にある証人からは、適切な面接及び質問の技法が活用されなければ情報が提供されない可能性がある。

弱い立場に置かれた集団その他のマイノリティ集団の主張を裏付ける COI は容易に入手できない場合がある。このような集団の政治的その他の活動の経験は直接的ではなく、そのため文書を通じて容易に確認できない場合があるためである。

報告書では、女性、子ども及び弱い立場に置かれたその他の者の立場及び地位に関する、一般的な社会的状況以上の十分に詳しい報告及び分析が欠けていることが多い。そのため、このような状況にあっては、裁判官・審判官は、申請者や審理の際の直接の証言といったその他の情報源からより詳しい情報が得られるようにする必要がある。

C.1 弱い立場に置かれた申請者

弱い立場に置かれた又は配慮を要する状態にある申請者から提出された証拠の信憑性評価においては、当該申請者の特有の脆弱性を適切に考慮しなければ法的な誤りにつながる可能性がある。

解説：弱い立場に置かれた人々にとっての難民としての保護又は補完的な国際保護の必要性は、国際的な庇護審査が有する人道的性質の根本である。信憑性評価においては、特に弱い立場に置かれた又は配慮を要する申請者の困難な状況を慎重に理解しかつ反映させることが必要となる（EUAPD 第 13.3 条）。

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

定義からして当然に弱い立場に置かれている又は配慮を要する状態にあると判断される申請者もいるが（例えば子ども、人身取引被害者、精神疾患を有している者又は重大な危害、拷問、性暴力及びジェンダーに基づく暴力を受けた者、及び、一部の女性）、それほど容易に識別できない申請者もいる可能性がある。

脆弱性の水準、申請者が影響を受けている程度及び信憑性評価への影響を評価する際に**考慮されるべき要素**には、以下のものが含まれる。

- **精神保健上の問題**
- **社会生活上の問題又は学習障害**
- **性的指向（LGBTI である申請者）**
- **民族的、社会的及び文化的背景**
- **家族、教育及び就労の状況**
- **身体的障害**

例：女性（並びに弱い立場に置かれた及び配慮を要する状態にあるその他の申請者）の経験は、男性である申請者一般の経験とは著しく異なることが多い。それは、例えば、政治的な抗議、活動及び抵抗が異なる方法で表現される場合があるためである。

女性並びに弱い立場に置かれた及び配慮を要する状態にあるその他の申請者の経験は諸国際条約において周縁化されているという認識が、信憑性評価に反映されなければならない。例えば、政治的意見の表明は、政党への参加といった通常の方法で行われるのではなく、差別的法律を遵守しない又は定められた行動規範にしたがわない等より一般的ではない表現形態がとられる場合がある。このような行為は、それが政治的意見の表出である可能性があり、又はそのように見なされる可能性があることが理解されなければ、誤って個人的かつ私的な行為に分類されるかもしれない。裁判官・審判官は、申請者に関する認定された個別的事情を評価する際、弱い立場に置かれた申請者に対する出身国での抑圧行為は最広義の政治的意見を理由として行われている可能性があり、その後、難民条約上の理由との関係性を評価する際にこれが関連してくる可能性もあることを念頭に置いておくべきである。

脆弱性を特定する第一次的責任は申請者にあるものの、裁判官・審判官は、申請者に関する個別的事情の全体的性質からこのような問題が生じる可能性があることを認識できるよう、注意を怠るべきではない。脆弱性及びそれが信憑性評価に及ぼす影響は、その評価において認識され、かつ反映されなければならない。

公然・非公然の脅迫が行われないようにするため、審理を非公開で行うことも考慮されるべきである。嫌がらせ、脅迫又は侮辱となることを避けるため、不適切な又は攻撃的な反対尋問は制限することが求められる。質問は自由回答型であり、かつ証人の年齢、成熟度、ジェンダー、理解力の水準、個人的状況及び資質にふさわしいものであるべきである。

子どもは、経験を思い起こす際に成人ほど詳細に供述をしないことが多く、また自らの恐怖を成人とは異なる方法で表現する場合がある。加えて、何らかの障害及びトラウマが記憶障害の原因又はきっかけとなる場合があり、また証拠の提出の方法も精神的、心理的又は感情的なトラウマ又は障害の影響を受ける場合がある。拷問その他の迫害的取扱いは深い羞恥心を引き起こす可能性が

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

あり、このような羞恥による反応が事実を明らかにすることを著しく妨げる場合もある。**保護・養育者のいない未成年者**についてはその特別なニーズが考慮されなければならない、また証拠の提出を援助する適切な代理人の存在が重要である（例えば EUAPD 第 17 条参照）。子ども、特に年少の子どもの信憑性評価に際しては、利用可能なあらゆる客観的証拠を慎重に顧慮しながら、成人の場合よりも制限が少ない修正されたアプローチがとられるべきである（UNHCR ハンドブック（2011 年）、217 項参照）。

申請者の扶養家族については、弱い立場に置かれた申請者及び配慮を要する状態にある申請者は派生的な主張しか行わないと決めつけられないことが重要である。実際、そのような申請者は、独自に有する別個の証拠に基づき、実質的に異なる主張を、又はより有力な主張さえ、行う場合がある。例えば、政治的理由に基づく主張を行っている申請者の妻は、送還時に直面する可能性がある家族間暴力、家族の名誉に関わる問題又は地方の慣習若しくは規範に基づく重大な危害の可能性を理由とする、別個の主張を行うかもしれない。

申請が当初は被扶養者として行われた場合又は当該申請者が被扶養者として扱われていた場合に後から行われた主張は、当該申請者が個人的な法律上の助言を十分に得られなかったことの結果である可能性もあり、その場合、不利な推定を行うのは不適切であることもある。

面接又は審理の場に家族構成員が立ち会うことは、事実を明らかにすることに役立つこともあれば、時にはその妨げとなることもある。家族構成員が面接に立ち会うべきか否かについての検討は、申請者の最善の利益に基づく職権的な判断になることがしばしばあろう。

典拠：英国・*Malabav v SSHD* 事件判決（[2006] EWCA Civ 820、Blake 裁判官・審判官）；同・*AA Vulnerable female-Article 3) Ethiopia* 事件判決（CG [2004] UKIAT 00184）；同・*FS (Camps - Vulnerable Group-Women) Sierra Leone* 事件判決（CG [2002] UKIAT 05588）；チェコ共和国・RC 判決（2011 年 8 月 31 日）File No 1 As 16/2011-98。

D. 残された疑いの余地及び「灰色の利益」原則

D.1 申請者が提出した過去及び現在の事実及び状況の一部について、一見したところ裏付けとなる証拠がないために評価に際して疑いの余地が残ると裁判官・審判官が判断する場合、他のすべての証拠について信憑性が認められるときは、灰色の利益原則が適用されるべきである

申請者から提出された証拠に含まれる重要な事実の認定について疑いの余地がある場合にいわゆる「灰色の利益原則」を適用することは、国際的に認められた裁判官・審判官にとって望ましい実務である。

解説：「灰色の利益原則は、自己の主張を裏付ける証拠の取得及び提出に関して申請者が相当の困難に直面すること、及び、国際保護が誤って否定されれば重大な結果が生じる可能性があることについての認識を反映したものである。灰色の利益を適用することにより、審査官は、多少の疑いが

残る場合にも、主張されている重要な事実を信憑性があるものとして認定するという明確な結論に至ることができる。

自己の申請の内容を実質化する申請者の能力についての期待、申請者の陳述の信憑性を評価するために用いられる指標、及び、申請者に対して灰色の利益を認めるか否かを判断する際に適用される基準は、いずれも、人間の記憶、行動、価値観、態度、リスクの認識及びリスクへの反応並びにどのようにして真正な陳述がされるかに関する仮説に基づいている。しかしながら、これらの仮説の多くは、人間の行動、記憶及び認識について現在知られていることと一致しない可能性があることが、科学的研究により明らかになってきた。実際、これらの根底にある基本的な仮説は、ある規範が存在し、この規範からの逸脱は信憑性の欠如の表れである可能性があるというものであるように思われる。これに対し、研究では、そのような規範は存在せず、人間の記憶、行動及びリスクの認識は様々な要素及び状況の影響を受けるために予測不可能なほど多種多様であることが示されている。

そのため、信憑性評価は申請者の個別的事情及び背景事情（contextual circumstances）を十全に考慮しながら実施しなければならない。そのためには、審査官又は裁判官・審判官が、地理的、文化的、社会経済的、ジェンダー的、教育的及び宗教的な障壁を乗り越え、かつ個人の様々な経験、気質及び態度を考慮することが必要となる。実際、これは国際的に認められた法的な要件である。審査官はまた、信憑性に対する自分自身のアプローチに影響を及ぼす可能性がある諸要素についても認識していなければならない。

申請者の個別的事情及び背景事情は、信憑性評価のあらゆる側面において定型的かつ統合的に考慮されるべきである。これには、例えば、申請者が申請の内容を実質化するために真摯な努力を行ったか、審査官はこのプロセスに協力する義務を果たしたか、特定の指標は申請者から提供された情報の信憑性に関する信頼できる指標であるか、信憑性との関連で明らかになった問題について申請者が行った説明は合理的か、裏付けとなる証拠がないことについて申請者が提示した理由は十分なものであるか、及び、多少の疑いが残る事実について灰色の利益原則が適用されるべきであるかについて判断することが含まれる。このように、審査官又は裁判官・審判官が、可能な限り早い機会をとらえて、信憑性評価に影響を及ぼす可能性があるすべての個別的事情及び背景事情の把握及び理解に努めることは、きわめて重要である」³⁰

UNHCR が推奨するアプローチは、遡って UNHCR ハンドブック（1979年）の 195–205 項における記述に見出すことができる、国際難民法及び国際難民実務の発展を源とするものである。ここでは、自己の主張を立証する責任（又は申請者の義務）は申請者にあるものの、関連するすべての事実を評価する義務は申請者と国の判断権者（裁判官・審判官又は審査官）との間で共有されると述べられている。195–197 項は次のように述べる。

³⁰ この有益な引用は、UNHCRが作成したペーパー「証明を超えて－EU庇護制度における信憑性評価－要約（Beyond proof – credibility assessment in EU asylum systems – Summary）」（2013年5月）からとったものである。

195. 個々の事案に関連する事実は、まず第一に申請者自らによって提出されなければならない。その後、証拠の有効性及び申請者の陳述の信憑性を評価するのは、難民認定の任に当たる者（審査官）の役割である。

196. 立証の負担は請求を行う者にあるというのが法の一般的原則である。しかしながら、申請者が書証その他の証拠によって自己の陳述を裏付けられないこともしばしばあり、自己のすべての陳述について申請者が証拠を提出できるのは常態というよりもむしろ例外に属しよう。ほとんどの場合、迫害から避難してくる者は最低限の必需品のみを所持して到着しているはずであり、身分証明書さえ所持していないこともきわめて多い。したがって、立証の負担は原則として申請者にあるとはいえ、**関連するすべての事実を確認し及び評価する義務は申請者と審査官との間で共有されることになる**。実際、事案によっては、審査官が、利用し得るすべての手段を用いて、申請を裏付けるのに必要な証拠を提出することになる場合もあろう。ただし、そのような独立の調査が常に成功するとは限らず、立証できない陳述も存在する可能性はある。そのような場合、申請者の陳述に信憑性があると思われるときは、**反対に解すべき十分な理由がある場合を除き、申請者に灰色の利益が認められるべきである**。

197. このように、証拠の要件は、難民認定申請者が置かれている特殊な状況に内在する立証の困難さに鑑み、あまりにも厳格に適用されるべきではない。ただし、このような形で考え得る証拠の欠如が容認されるからといって、裏付けのない陳述が、それが申請者から提出された一般的説明と一致しない場合でも、常に真実として認容されなければならないわけではない。

UNHCR が述べているように、〔共同で行われた〕調査が常に成功するとは限らず、また陳述が立証できないこともあり得る。そのような場合、他の点では申請者の説明に信憑性があると思われることを条件として、又は反対に解すべき説得的理由がある場合を除き、申請者に「灰色の利益」が認められるべきである。UNHCR ハンドブックは、203–204 項で申請者に「灰色の利益」を認めることについて触れ、だからといって、このような困難があることを理由として、補強証拠による裏付けがない主張を無条件に認容するべきであるというわけではないと説明している。

204 項は次のように述べる。

「ただし、灰色の利益は、入手可能なすべての証拠が取得され及び検証され、並びに、審査官が申請者の一般的信憑性について納得した場合に限って認められるべきである。申請者の陳述は一貫した自然かつ合理的なものでなければならず、また一般的に知られている事実と反するものであってはならない」

国際的／地域的な裁判所のレベルでは、ECtHR が最近、*JH v UK* 事件（2012 年 3 月 20 日、Appl no. 48839/09）で灰色の利益原則の適用を確認している。ECtHR は 52 項で次のように述べる。

「52. 現実的なおそれの存在の評価は、必然的に厳格なものでなければならない（*Chahal v. the United Kingdom* 事件・1996 年 11 月 15 日付判決（Reports 1996-V）96 項及び *Saadi v. Italy* 事件判決（前掲）128 項参照）。申立ての対象となっている措置が実施されれば第 3 条に反する取扱いを受ける現実的なおそれにさらされると信じるに足る実質的理由があることを証明できる証拠を提出すべきなのは、原則として申請者の側である（*N. v. Finland*

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

事件判決 (no. 38885/02) 167 項 (2005 年 7 月 26 日) 参照)。裁判所は、庇護希望者がしばしば置かれる特殊な状況を理由として、庇護希望者の陳述及びその裏付けとして提出された文書の信憑性を評価する際、灰色の利益を認める必要がしばしばあることを認める。ただし、庇護希望者が提出した資料の真実性 (veracity) に疑念を抱く強い理由があることを示す情報が提示されたときは、当該庇護希望者は、齟齬があるとされた点について十分な説明を行わなければならない (典拠として、特に N. v. Sweden 事件判決 (no. 23505/09) 53 項 (2010 年 7 月 20 日) 及び Collins and Akasiebie v. Sweden 事件決定 (no. 23944/05、2007 年 3 月 8 日) 参照)。

TO BE INSERTED HERE-- any other international/regional court comments and major national court decisions and/or commentary on B of D [原文]

異なる法的文脈における「灰色の利益」の擁護

「灰色の利益」という用語が、庇護の文脈においては、より一般的な刑事手続での適用とは異なる意味で用いられていることにも注意しなければならない。

刑事手続の文脈においては、この用語は、被告人が有罪であることについて合理的な者が抱く可能性があるいかなる疑いの余地も存在しないことを、証拠を全体として考慮した上で裁判所で立証する責任が検察側 (国) にあることを示している。そのような疑いが存在する場合、被告人に有利な解決が図られなければならない、被告人に対する起訴は退けられなければならない。これは、「合理的な疑いを超えて被告人の有罪を証明する」のが検察当局の義務であることの反映である。

難民申請及び補完的保護申請においては、前述の通り、この用語の適用はその性質が全く異なる。第一に、第一次的な立証の負担は、自己の主張を裏付けるものとして依拠する「事実」を主張している申請者の側にある。第二に、難民申請の性質上、これまでに説明してきた様々な理由から、申請者は、出国時の事情ゆえに、また、自己の主張の秘密を保持する必要があるゆえに、又は申請者の証拠の提出を妨げる他の要因 (弱い立場に置かれた申請者の証拠の取扱いに関する前掲 C.1 参照) ゆえに、補強証拠を参照することによって自己の主張を「証明」することができない場合がある。

(注: EUの文脈においては、裁判官・審判官がEUQDにおける認定のための評価を行う際、少なくともEUQD第 4 条の最低限の規定を適用しなければ法的に誤りとなる。(QD第 4.1 条 (第 1 文) 及び第 4.5 条で定められている通り) 自己の申請の内容を実質的なものにするために必要なあらゆる事情を提出するのが申請者の義務であると考えている加盟国においては、信憑性に関して (申請者の陳述が書証その他の証拠によって裏付けられない場合に生ずる) 疑いの余地が残ると考える裁判官・審判官は、少なくとも、第 4.1 条 (第 2 文)、第 4.2-4.4 条の規定及び特に第 4.5 条 (a)-(e)を適用することによって、このような疑いの解決を図らなければならない。EUQDのアプローチと、UNHCRが提案しているより確立されている国際難民法上の「灰色の利益」アプローチ

IARLJ, “Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive: Judicial criteria and standards” (Japanese translation)

との間には、違いとともに一致の可能性が存在すると思われ、これについて相当の調査の必要があることは明らかである³¹。)

典拠： *JH v UK* 事件・ ECtHR 判決（2012年3月20日） Appl no. 48839/09； *Saadi v Italy* 事件・ ECtHR 判決（2008年2月28日） Appeal no. 37201/06；〔英国・〕 *Karanakaran v SSHD* 事件判決（2000年） 3 All ER 449； UNHCR ハンドブック、195－204 項； Hailbronner, EU Immigration and Asylum Law – Commentary – 2010, pp 1025-1038； G. Noll, “Salvation by the Grace of State? Explaining Credibility Assessment in the Asylum Procedure” in G. Noll (ed.), *Proof, Evidentiary Assessment and Credibility in Asylum Procedures* (Martinus Nijhoff Publishers), 197-214。

³¹ 本論文に関するマドリード・ワークショップ（2012年9月）に参加したIARLJの裁判官・審判官等は、これら2つのアプローチのジレンマについて討議し、この問題については、信憑性評価の問題点に関する作業を続けていくIARLJ（欧州）作業部会による、現状よりもはるかに多くの検討及び研究が必要であるとの結論に達した。ただし、いわば安心材料として注記しておけば、参加者の先例に基づく見解及び幅広い経験からは、実務上、本論文に掲げられた他のすべての基準が適用されるのであれば、どちらのアプローチを採用しても同様の結果につながるであろうという一般的な意見の一致が見られた。